

大学評価
点検・評価報告書

大学名称：大原大学院大学

目次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	5
第3章 教育研究組織	10
第4章 教育課程・学習成果	12
第5章 学生の受け入れ	24
第6章 教員・教員組織	31
第7章 学生支援	37
第8章 教育研究等環境	44
第9章 社会連携・社会貢献	51
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	53
第2節 財務	60
終章	62

序 章

本学は2012年に開学以来最初の大学評価を大学基準協会によって受審し、同協会の大学基準に適合していると認定されたものの、改善勧告1項目と、努力課題8項目を付された。

勧告1項目は定員の未充足に関するもので、これに対しては2013年に策定した中長期ビジョンによるアクションプランを実行することで改善し、現在では定員充足率はほぼ100%を実現している。2017年同協会「改善報告書検討結果」においても、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」とされた。

しかしながら、同検討結果は一方で「これらの改善勧告及び努力課題に対して改善を図ろうと努められたことは認められるものの以下の示す事項に引き続き一層の検討を求める」として二点が指摘された。

一つは財務に関することで、中長期的な財政計画の立案を求めるもの。これに対しては2019年4月に策定された第二期中長期ビジョンに「財政基盤の確保」が取り込まれ、入学定員の増加をはじめとするアクションプランが示されている。

いま一つは、内部質保証に関することで、新たに設置された外部評価委員会の活動実績がないこと、認証評価に頼らず自主的な自己点検・評価を実施し、適切な内部保証システムを整備することの必要性が指摘された。

この点については、弁解の余地はないが本学の特殊な事情も考慮していただければと考えている。本学は1研究科1専攻(会計研究科会計専攻)のみを有する独立大学院である。そのため、本学は結果として、経営系専門職大学院認証評価と大学評価をそれぞれほぼ同じ視点から平均して3年に一回受審している。今回の大学評価は全学的な視点からの点検・評価であるが、本学にとっては会計研究科における点検・評価とほとんど変わらない。さらにその間に、それぞれの改善報告書の提出とその評価があるため、本学は2010度に最初の経営系専門職大学院認証評価を受けて以来、ほぼ毎年、認証評価に対応しているのが実情である。現状では、外部評価委員会による活動実績はない。

本学は来年度には3回目の経営系専門職大学院認証評価を迎える。自主的な自己点検・評価と外部評価委員会をどのように活用していくか改めて検討していきたいと考えている。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：大学が設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

本学は、会計研究科会計専攻の1研究科1専攻のみを設置する大学院大学（会計専門職大学院）である。よって、大学全体の理念・目的と会計研究科の理念・目的は一致しているため、大学全体の理念・目的と会計研究科の理念・目的を区別せず設定している。

開学時には会計業務の中でも主に監査に重点をおいており、開学時は会計監査専攻という専攻名であったが、税務等を含め高度会計専門職業人としてより幅広い業務を遂行する必要性から、2014年度から専攻名を会計専攻に変更した。このことから本学の理念・目的についても一部修正を加え、次のように設定している。（根拠資料1-1）

「1. 理念

大原学園は、専門職大学院が制度化されたのを機に、今まで培ってきた会計に関する教育をより高度化し、我が国の経済発展に寄与することを目的として、2006年（平成18年）大原大学院大学を設置しました。大原学園は創立以来、多くの公認会計士及び税理士等を世に送り出してきましたが、これからは会計の第一線で活躍する、より高度な会計専門職業人を大原大学院大学から輩出することが使命と考えています。

本学はこのように、大原学園の建学の精神と伝統を継承して開学しましたが、時代の進展と社会の要請を踏まえ、『学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度会計専門職業人を養成する』ことを教育の理念とします。すなわち、『学術的研究の実践』、『実務的技能の習得』、『職業倫理の醸成』を教育の柱とし、より高度な会計専門職業人を育成することによって社会に貢献することを目指します。

2. 教育上の目的

今日、会計の果たす社会的責任はいつそう重要性を増しています。また、企業活動の国際化、IT技術の進展に伴い、会計諸基準を国際的標準に合わせることは重要なテーマとなってきています。さらに、名門企業の粉飾決算などが発覚し、企業会計の公正性を確保することが企業の信頼性、我が国経済の信頼性を保つ上で不可欠となっており、会計監査の質的向上は喫緊の課題となっています。一方、税務に目を向けると、独立した公正な立場から納税義務の適正な実現を図ることが必要です。こうした課題に応えるためにも学術的研究と実務的スキルを高度に兼ね備え、加えて職業倫理観を合わせ持った高度会計専門職業人の養成がなにより必要となってきました。本学はこうした社会的要請に応える人材を育成することを目的といたします。」

また、養成する具体的な人材像については、次のとおりとする。

「本学は上記の教育上の目的に沿って、会計の公正性を確保することのできる高度な知識とスキルを兼ね備え、さらに高い倫理観を持ち、国際感覚を身に付けた高度な会計専門職業人として活躍できる人を養成します。具体的には、①公認会計士、②税理士、

③企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストを養成します。」

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：大学が設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的等の周知及び公表
--

本学の目的及び研究科（専門職学位課程）の目的については、学則で次のように規定している。（根拠資料1-2）

「第1条 大原大学院大学（以下『本学』という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところに従い、時代の進展と社会の要請に応えうる有能な会計専門職業人を養成するため、会計理論及び実務における高度の専門的職業能力を授け、もって我が国及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。」

第3条 本学に専門職学位課程を置く。

2. 前項の課程は、高度の専門性が求められる会計専門職業人を養成するための深い学識及び卓越した能力を培う教育を行うことを目的とする。」

目的の周知・公表については、本学の理念・目的は会計研究科ガイドブックの冒頭に掲載されており、毎年、教職員に会計研究科ガイドブックを配付し、確認を求めている。（根拠資料1-3）

また、学生に対しては、年度始めに行うオリエンテーションの際に会計研究科ガイドブックを用いて、学年担任教員から理念・目的について説明を行っている。以上の方法により、教職員及び学生に周知されている。

社会に対しては、本学パンフレット、ホームページを通じて公表されている。また、さらに入学希望者を対象とした入試説明相談会において、本学の理念・目的を紹介し、正しく理解されるよう努めている。（根拠資料1-4、根拠資料1-5【ウェブ】）

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、第二期中長期ビジョンとアクションプランを策定し、取り組んでいる。（根拠資料1-6）

本学では2013年4月に中長期ビジョンを策定し、従来の公認会計士養成に重点を置いた教育方針を転換し、税理士養成にも努めることで、開学以来続いていた収容定員の未充足の改善を目指し、教職員が一丸となって実効性のある改革に取り組んできた。

これに基づき、2014年度より税理士試験の科目免除申請が可能となる修士論文作成の指

導を開始、同じく 2014 年度には AO 入試を新設、更に 2015 年度からは社会人学生の利便性を考慮して昼夜開講に移行するなど、目的の実現に向けて各戦略を実行し、多様な学生ニーズへの対応に取り組んできた。その結果、2014 年度より学生の受入れ状況に改善の兆しがみられ、2015 年度には開学以来はじめて定員を充足し、その後も 2016 年度こそ定員を僅か充足できなかつたが、2017 年度、2018 年度は定員を充足する入学者数を確保している。

こうした取組を第一期と位置付け、本学の理念、教育目的、人材育成方針の実現に向け、適切かつ公正な大学運営のための組織・諸規定を整備し、教学組織と事務組織と法人組織の適切な連携体制のもとに教職員が一丸となって実効性のある改革に取り組むことで更なる維持発展を目指すため、2019 年 4 月に第二期中長期ビジョンとアクションプランを策定し、取り組むものである。

その取り組みとして「多様化するニーズに対応して教育目的の効果的な達成を目指す」「教育の質の向上に取り組む」「教育研究施設の更なる充実に努める」「学園グループ校との接続を強化して高度会計専門職業人を数多く養成する」「継続的な事業活動のための財政基盤を確保する」の 5 つのビジョンを明示し、これらを具現化するためのアクションプランを明示し計画的に推進している。

(2) 長所・特色

大原学園は、設立以来、多くの公認会計士及び税理士等を世に送り出してきたが、その建学の精神と伝統を継承し、今まで培ってきた会計に関する教育をより高度化し、高度会計専門職業人に対する社会のニーズに応えるために設置されたものである。

開学時には主に監査に重点をおいていたが、税務等を含めたより幅広いニーズに応えるため、2014 年度から専攻名を会計監査専攻から会計専攻に変更し、本学の理念・目的についても見直しをしており、社会のニーズへの対応に努めている。

(3) 問題点

なし。

(4) 全体のまとめ

本学は、1 研究科 1 専攻のみを設置する大学院大学であり、大学全体の理念・目的と会計研究科の理念・目的は一致している。その理念・目的は学則に適切に明示され、ガイドブック、パンフレット、ホームページにより、教職員および学生に周知し、社会に公表している。

本学の理念、教育目的、人材育成方針の実現に向け、実効性のある改革に取り組むことで更なる維持発展を目指すため、2019 年 4 月に第二期中長期ビジョンとアクションプランを策定している。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う組織の権限と役割
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、1 研究科 1 専攻（会計研究科会計専攻）のみを有する独立大学院であり、内部質保証のための全学的な方針及び手続を以下のように定め、学内で共有している。

「内部質保証の方針

大学院大学は、本学の理念・目的を実現するために、定期的な自己点検・評価を行い、その結果を改善につなげる取り組みを実行することで、教育研究活動等の恒常的な質の向上に努めるものとする。

内部質保証の推進は、自己点検・評価委員会および将来計画検討委員会が中心となってこれにあたる。自己点検・評価委員会は、自己点検・評価委員会規程にもとづき、教育研究活動等の適切性、有効性を検証するため、定期的な自己点検・評価を行う。将来計画検討委員会は、将来計画検討委員会規程にもとづき、自己点検・評価の結果を、教育研究および事務組織の計画等に適切に反映させることによって、教育研究活動等の改善・向上を推進する。

内部質保証システムの適切性を客観的に検証するため、認証評価機関による認証評価を受審するとともに、必要に応じて外部評価委員の意見を求め、評価結果および指摘事項等について改善状況を点検する。」（根拠資料2-1）

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う組織の整備
評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う組織のメンバー構成

本学は、1 研究科 1 専攻（会計研究科会計専攻）のみを有する独立大学院であり、自己点検評価委員会と将来計画検討委員会組織が内部質保証の推進に責任を負うほかは、それに連なる下部組織は存在しない。

自己点検・評価委員会規程は、自己点検・評価委員会の任務を「委員会は、本学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、全学的な立場に立ち自己点検・評価を行い、学長に報告する」と規定している。また、同規程には、委員会の職掌事項として、自己点検・評価項目の設定、資料の収集および分析、各部署に対する自己点検・評価の報告依頼及び提出された報告事項の確認、それらに基づく自己点検・評価、自己点検・評価のための調査研究などが規定されている。委員の選出についても、専任教員だけではなく、事務局職員および経営母体である

学校法人大原学園理事会および評議員会の指名を受けた者と規定されており、教育研究活動だけではなく施設・設備、運営および財務状況も含めた全学的な点検・評価に相応しい委員によって構成されている。(根拠資料 2-2)

次に、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改革・改善に繋げる機関として、将来計画検討委員会が設置されている。将来計画検討委員会規程には、将来計画検討委員会の審議事項を「委員会は、自己点検・評価委員会が点検・評価の過程において課題とした事項その他の改善すべき事項について審議する」と規定している。将来計画検討委員会が、自己点検・評価過程において指摘された問題点について原因の所在を明らかにして改善への方針を決定し、具体的な改善策の策定に着手あるいは、必要に応じて教務委員会や入試委員会、施設委員会などの各委員会に改善策の具体的な策定を委託する。委員の選出については、特に規定上は定められていないものの、内部質保証を推進する委員会としての重要性および統率性に鑑み、学長、研究科長、副研究科長、事務局長からなる大学執行部が選出されている。(根拠資料 2-3、2-4、2-5)

点検・評価項目③: 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1 : 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための基本的な考え方の設定
評価の視点 2 : 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応
評価の視点 3 : 点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学は、これまで行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)について適切な対応を行ってきた。

・設置計画履行状況等調査

2009年5月に文部科学省に提出した「設置に係る留意事項実施状況報告書」に記載されたとおり、2006年の開学以降、留意事項の適切な履行を行っている。(根拠資料 2-6【ウェブ】)

・2012年度 大学評価(大学基準協会)

大学基準協会の大学基準に適合していると認定されたが、改善勧告1項目と、努力課題8項目が付された。これらの指摘に対する「改善報告書」を提出した結果、2017年同協会「改善報告書検討結果」において、「これらの改善勧告及び努力課題に対して改善を図ろうと努められたことは認められる」と評価され、一部の事項については「引き続き一層の検討を求める」とされながらも、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」とされた。(根拠資料 2-6【ウェブ】、2-7【ウェブ】)

なお、本学は、1研究科1専攻(会計研究科会計専攻)のみを有する独立大学院であるため、経営系専門職大学院の認証評価についても以下に記しておく。

・2010年度 経営系専門職大学院認証評価(大学基準協会)

大学基準協会の経営系専門職大学院基準に適合していると認定されたが、その際、勧告3項目と問題点（検討課題）21項目が付された。これらの指摘に対する「改善報告書」を提出した結果、2014年同協会「改善報告書検討結果」において、「これらの勧告及び問題点（検討課題）を真摯に受け止め、検討を重ね、改善を図ってきたことが確認できた」と評価されているが、勧告3項目のうち2項目については、「一層の改善に取り組むことが必要」との指摘を受け、次回認証評価での報告を求められた。（根拠資料2-6【ウェブ】、2-7【ウェブ】）

・2015年度 経営系専門職大学院認証評価（大学基準協会）

大学基準協会の経営系専門職大学院基準に適合していると認定されたが、その際、検討課題17項目が付された。これらの指摘に対する「改善報告書（検討課題を踏まえた課題解決計画）」を2017年に提出している。（根拠資料2-6【ウェブ】、2-7【ウェブ】）

本学では、点検・評価における客観性、妥当性の確保するために、法令に定められた認証評価機関による認証評価を受審するとともに、学外の有識者3名による外部評価委員会を設置した。しかしながら、序章にも述べた通り、1研究科1専攻（会計研究科会計専攻）のみを有する独立大学院である本学は、結果として、経営系専門職大学院認証評価と大学評価をそれぞれほぼ同じ視点から平均して3年に一回受審し、さらにその間にそれぞれの改善報告書を提出し評価を受けているのが実情である。現状では、外部評価委員会による活動実績はない。（根拠資料2-8）

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

<p>評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表</p> <p>評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性</p> <p>評価の視点3：公表する情報の適切な更新</p>
--

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動については、大学ホームページに公表している。

教育研究活動としては、

1. 教育研究上の目的
 - ・建学の精神と伝統
 - ・理念
 - ・教育上の目的
 - ・養成する人材像
 - ・学則
2. 教育研究上の基本組織
 - ・教育研究組織図
 - ・事務組織図
3. 教員組織、教員数、各専任教員の経歴・業績等
 - ・資格別教員数
 - ・専任教員一人あたりの学生数
 - ・専門職大学院設置基準上必要な専任教員数と現在の教員数
 - ・専任教員と非常勤教員の比率
 - ・専任教員の年齢別教員数
 - ・各専任教員が有する学位、経歴および業績

4. 入学者受け入れ方針、入学者数・在学者数、修了者数・公認会計士試験合格者数、就職等の状況
 - ・入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー） ・入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数及び収容定員充足率、収容定員および在学者数 ・修了者数及び学位授与率 ・退学者数、除籍者数及び中退率 ・留年者数 ・社会人学生数 ・留学生数及び海外派遣学生数 ・公認会計士試験合格者数の推移
5. 授業科目、授業内容、年間授業計画等
 - ・教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー） ・系統別授業科目一覧表
 - ・授業科目紹介（シラバス） ・学年暦 ・履修モデル
6. 取得できる学位、修了要件単位数等
 - ・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー） ・修了により取得できる学位
 - ・修了要件単位数 ・学位規程
7. 教育研究環境に係わる後者等の施設・設備等
 - ・校舎一覧 ・交通アクセス ・施設紹介（教室、図書室、自習室）
8. 入学料、授業料等の学費
 - ・入学金・学費等の諸費用
9. 修学、進路選択、心身の健康などに係わる支援
 - <修学に係る支援の状況> ・学習支援体制 ・奨学金 ・給付奨学金・貸与奨学金支給状況
 - ・無料受講制度（課外学習・入学前学習）
 - <進路選択に係る支援の状況> ・就職指導 ・監査法人のインターンシップ ・インターンシップ参加者の状況 ・無料受講制度（公認会計士試験受験講座・税理士試験受験講座等）
 - <心身の健康等に係る支援の状況> ・学生を対象とした災害傷害保険 ・ハラスメント対策

（根拠資料 2-9【ウェブ】）

自己点検・評価活動については、自己・点検評価報告書、認証評価機関による評価結果、それにもとづく改善報告書およびその評価結果すべてを公表している。

（根拠資料 2-6【ウェブ】、2-7【ウェブ】）

なお、財務状況については、2019年3月現在、経営母体である大原学園の財務情報を公開するにとどまっている。

これらの情報は、毎年新学期に更新するほか、FD授業参観や研修会等が行われた場合には、その都度追加掲載をしている。

ホームページの更新は大学事務局より学園 web 広報に依頼されるが、元情報は必ず関係する委員会や教員、職員が確認し、さらに仮アップの段階で事務局担当者のチェックを受けてから掲載されることで、その信頼性や正確性が担保されている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性
評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価
評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

2012年に受審した大学証評（大学基準協会）においては、「定期的かつ自主的な自己点検・評価が実施されておらず、学内の諸活動に対する内部質保証を確実に実行するための体制やシステムが整備されていないので、改善が望まれる。」との評価を受け、その後、現在の体制を整備した後の2015年に受審した経営系専門職大学院認証評価（大学基準協会）においては、「自己点検・評価委員会」と「将来計画検討委員会」という2つの委員会が中心になって質保証を担保している。このことから、貴専攻では、自己点検・評価を組織的かつ継続的な取組みとして実施し、その結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みがおおむね整備されていると判断できる。」と評価がなされている。このように一定の改善・向上が図られているものの、自主的な自己点検・評価の実施を目指して設置した外部評価委員会は、既述のとおり未だ活動実績がなく、その後の本学の自己点検・評価委員会と将来計画検討委員会を中心とした内部質保証システムの適切性、有効性についての点検・評価は行われていない。（根拠資料2-7【ウェブ】）

(2) 長所・特色

特になし

(3) 問題点

未だ自主的な自己点検・評価の実現に至っていないこと。

(4) 全体のまとめ

1 研究科1専攻（会計研究科会計専攻）のみを有する独立大学院の立場で、経営系専門職大学院認証評価と大学評価を受審している状況において、どのような形で自主的な自己点検・評価を行い、外部評価委員会を活用することで内部質保証システムの改善・向上につなげていくかは今後の課題である。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と研究科構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所等の組織の適合性
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、会計研究科会計専攻の1研究科1専攻のみを設置する大学院大学（会計専門職大学院）である。周知のとおり、専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として創設された。会計専門職について言えば、我が国が健全な経済発展を遂げるために、国際経済社会に信頼される情報インフラとしての会計制度を担いうる高度会計専門職業人の養成が必要とされている。それは本学が理念・目的として掲げる、会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、高い倫理観を持ち、国際感覚を身に付けた人材の養成であり、そのための唯一の研究科として会計研究科が組織されている。（根拠資料1-4）

また、本学では、2016年に社会科学研究所を立ち上げたが、その目的は、会計、税務、法律、経済、経営、情報および統計の各分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩発展に寄与することであり、大学の理念・目的に照らして適切である。（根拠資料3-1）

本学は専門職大学院としての性格上、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境に配慮している。例えば、現在社会科学研究所では地方公会計と農業会計をテーマとして取り上げ、理論的な研究はもちろん、自治体関係者を主な対象としたシンポジウムの等の開催を積極的に行っている。（根拠資料3-2【ウェブ】）

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、固有の目的をもつ会計研究科のみからなる独立専門職大学院であることから、教育研究組織の適切性については、必要に応じて点検・評価を行い改善・向上につなげていくこととしている。

(2) 長所・特色

特になし。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

社会科学研究所の活動は今後拡がりを見せていくものと思われるが、大学の理念・目的と整合的であることを注視していく。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学においては、高度会計専門職業人の養成という固有の目的に即して、学習の成果を明らかにするために、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように定めている。これらは、年度初めに学生に配布されるガイドブックに掲載するとともに、大学ホームページでも公開することによって、学生および社会に周知されている。（根拠資料4-1【ウェブ】）

「学位授与方針

本学においては、修了生が学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備え、国際感覚を身に付けた公認会計士、税理士、企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストなどの高度会計専門職業人として、社会に貢献できる人材となることを到達目標とします。このためには、本学に2年以上在学し、かつ、必修科目及び所定の選択必修科目を含めて、①財務会計系 ②管理会計系 ③監査系 ④法律系（企業法、民法）⑤租税法系 ⑥経済・経営系 ⑦情報・統計系の7つの系および⑧研究指導から50単位以上を修得することが必要となります。

<必修科目> 会計職業倫理

会計の公正性を確保するためには、職業倫理に基づいて職務を遂行することが必要です。このために「会計職業倫理」を必修科目とします。

<選択必修科目>

- (1) ① 財務会計系の授業科目から4単位(2科目)以上
- ② 管理会計系の授業科目から2単位(1科目)以上
- ③ 監査系（必修科目である「会計職業倫理」を除く）の授業科目から2単位(1科目)以上
- ④ 法律系の授業科目から2単位(1科目)以上
- ⑤ 租税法系の授業科目から2単位(1科目)以上

会計専門職といっても公認会計士、税理士、企業および公的機関の財務のスペシャリストなどがあり、学生によって目指すものは様々です。そこで、本学では、選択必修科目を上記の最低限のものに止め、各学生の目標に沿って自由に選択ができるようにしています。

- (2) 演習科目を2年次春学期及び秋学期に各2単位(1科目)以上((1)①から⑤までの重複可)

会計専門職として職務を遂行するためには、分析力、論理的な思考能力、コミュニケーション能力等が必要となってきます。こうした能力の開発を目的として、演習科目を選択必修科目として位置付けています。ただし、選択により、修士論文を作成し、

学位を取得しようとする者については適用されません。これは修士論文作成が研究の中心となることから、学生の負担軽減を図るための措置です。

(3) 選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は「論文指導Ⅰ」、「論文指導Ⅱ」、「論文指導Ⅲ」及び「論文指導Ⅳ」の各2単位(1科目)、計8単位(4科目)を必ず修得することが必要です。これは修士論文作成に必要な研究指導を行うことを目的としたものです。修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は、さらに、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければなりません。」

以上のように、高度会計専門職業人の養成という固有の目的にもとづき、学生一人ひとりが高度な知識と技能を身に付け、高い職業倫理観を持って職務を遂行できるかどうかを判定し、さらには業務を遂行する上で必要な分析力、論理的な思考能力、コミュニケーション能力などを備えていることも判定に加えて、学位を授与することになっている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学は、学位授与方針をふまえて、以下のような教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を設定している。これらは、年度初めに学生に配布されるガイドブックに掲載するとともに、大学ホームページでも公開することによって、学生に周知されている。（根拠資料4-2【ウェブ】）

「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」

本学は、社会に貢献するために、学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度会計専門職業人を養成することを教育上の目的としています。この目的を達成するために、次の教育課程の編成を行います。

まず、高度会計専門職業人にとって必要な分野として、財務会計系、管理会計系、監査系、法律（企業法、民法）系、租税法系、経済・経営系、情報・統計系の7つの系と研究指導を設け、授業科目を配置します。とくに財務会計系の中にIFRS（国際財務報告基準）に関する授業科目を置いて会計基準の国際化といった動向に対応し、監査系の中に「会計職業倫理」という授業科目を置いて職業倫理観を養成します。

また、授業科目を基本科目群、発展科目群、応用・実践科目群に分類し、段階的に学修できるよう配慮しています。

① 基本科目群

会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに高度会計専門職業人として最低限必要とされる知識を教育することを目的とします。

② 発展科目群

基本科目群に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する高度会計専門職業人としての必要な知識を教育することを目的とします。

③ 応用・実践科目群

高度会計専門職業人としての最先端の授業科目を配置するとともに、現場での典型的な判断・事例等をシミュレートした教育方法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とします。

授業科目の選択にあたっては、学生の自主性を尊重し、将来の目標を見据えて、自由に選択できるよう配慮しています。このため、必修科目は「会計職業倫理」2単位(1科目)のみとし、選択必修科目も①財務会計系から4単位(2科目)以上、②管理会計系から2単位(1科目)以上、③監査系から2単位(1科目)以上(「会計職業倫理」を除く。)、④法律系から2単位(1科目)以上、⑤租税法系から2単位(1科目)以上、さらに演習科目を2年次春学期及び秋学期に各2単位(1科目)以上(①～⑤との重複可)のみとし、その他の授業科目は学生が自由に選択できるようにしています。

なお、選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は、演習科目を2年次春学期及び秋学期に各2単位(1科目)以上(①～⑤との重複可)修得する必要はありませんが、研究指導(「論文指導Ⅰ～Ⅳ」)を受けることが必要となります。

以上のように、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、どのような職種に就こうと高度会計専門職業人として最重要な素養である会計職業倫理を必修科目とすること、高度会計専門職業人としての知識・技能を備えるために必要と考えられる5つの系(財務会計系、管理会計系、監査系、法律系、租税法系)を選択必修科目とすること、そして、その知識・技能を効果的に身に付けるために段階的に学修していくことを定めている。これは、高度会計専門職業人として社会に貢献できる人材としての知識、技能、職業倫理観、国際感覚を備えることに学位を与えるとする学位授与方針に整合的である。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・理論教育と実務教育の適切な配置等

本学においては、すべての授業科目の単位数は2単位である。これは、1回1.5時間(90分)の授業(講義形式あるいは演習形式)に要する学習時間を予習・復習時間を含

めて6時間程度と想定し、法令（大学設置基準第21条、第22条、第23条）上の基準にもとづき、1単位の授業科目に必要な学習時間を45時間、また15週にわたり授業を15回行うことで当該科目の学習が終了するものとして設定している。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）にもとづき、本学は以下のよう授業科目を設置している。

会計に関する高度の知識・技能と思考力・分析力を身に付けるためには、まず会計業務と直接的に関連する知識や技能を修得することはもちろん、周辺知識にも支えられた幅広い見識を養うことが必要となる。そこで、本学では、会計の主要分野として、財務会計系19科目、管理会計系9科目、監査系7科目、租税法系10科目を配置するとともに、隣接・周辺分野として、会社法を中心とする法律系8科目、経済・経営系10科目、情報・統計系3科目を配置し、計7系統66科目により必要となる分野を網羅している。

本学では、養成する高度会計専門職業人の人材像として、公認会計士、税理士、企業及び公的機関の財務のスペシャリストの3つを掲げており、学生の志望する人材像によってこれらの科目の相対的な重要度は当然に異なる。したがって、必修科目は監査系科目の「会計職業倫理」1科目のみとし、選択必修科目も財務会計系科目4単位（2科目）以上、管理会計系科目2単位（1科目）以上、「会計職業倫理」を除く監査系科目2単位（1科目）以上、法律系科目2単位（1科目）以上、租税法科目2単位（1科目）以上にとどめ、学生が幅広く自由に授業科目の選択を行えるように配慮している。ただし、会計専門職として職務を遂行するために必要な、分析力、論理的な思考能力、コミュニケーション能力等の開発を目的として、演習科目を2年次の春・秋学期それぞれに選択必修科目として位置付けている。（根拠資料4-3、4-4）

教育課程編成一覧（2018年度カリキュラム）

科目分類	開講科目数	段階別科目数			
		基本科目	発展科目	応用・実践科目	
				うち演習科目	
財務会計系	19	5	7	7	6
管理会計系	9	2	3	4	4
監査系	7	2	2	3	2
法律系	8	5	1	2	2
租税法系	10	1	5	4	4
経済・経営系	10	2	5	3	2
情報・統計系	3	1	1	1	0
合計	66	18	24	24	
				20	
研究指導（会計学）	4				
研究指導（税法）	4				

段階別科目配当年次（2018年度カリキュラム）

段階	開講科目数	配当年次			
		1年次春学期	1年次秋学期	2年次春学期	2年次秋学期
基本科目	18	15	3	0	0
発展科目	24	3	15	6	0
応用・実践科目	24	0	1	7	16

これら7つの系の科目はそれぞれ、基本科目群（18科目）、発展科目群（24科目）、応用・実践科目群（24科目）の3段階に編成されている。学部レベルでの知識の確認と会計専門職業人として最低限必要とされる知識のインプットが中心となる基本科目においては、講義中心で授業が行われているが、会計専門職業人にとって必須の簿記処理については計算問題演習をふんだんに取り入れた授業も行われている。なお、もう一度基礎から学びたい学生に対する「簿記原理」「管理会計原理」といった科目や、我が国の法についてほとんど知識のない留学生や税法の論文を作成するために前提となる法知識を習得する必要がある学生のための「現代日本法入門」など、導入教育的な科目も用意されている。次に、基本科目群の授業科目を履修あるいはそれらの知識があることを前提とする発展科目群においては、国際的に通用する会計専門職業人として知識の教授を目標として、講義とともにディスカッションを行うなどゼミ的要素も取り入れた授業が行われており、IFRS（国際財務報告基準）関連科目（「IFRS I」、「IFRS II」）や「英文会計」等の科目も用意されている。さらに、現場での独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とする応用・実践科目群では、事例や判例などを研究題材として学生にディスカッションやプレゼンテーションを行わせる演習形式の授業が多く行われ、専門職学位課程の最大のテーマである「理論と実務の架橋」を図る教育手法がとられている。

基本科目は1年次に、発展科目は1年次と2年次に、応用・実践科目は2年次におおむね配置され、学生は基本科目から発展科目、応用・実践科目へと履修していくことで、断片的にではなく体系的に、また基本的論点から発展的論点の修得そして実務への応用へと段階的に学習を進めていくことが可能となっている。

個々の授業の内容や到達目標、あるいは講義形式か演習形式かなどどのような方法で授業が行われるかはシラバスに明記されている。学生は、シラバス、科目の体系図、公認会計士や税理士などそれぞれの進路に合わせた履修モデル等を参考にすることで、効果的に学習成果をあげられる科目履修の方法を模索することが可能となっている。なお、授業科目は定められた配当年次・セメスタに履修することが原則であるが、授業科目の担当講師が学生の能力が受講するに十分であると判断すれば、担当講師の許可を得て1年次生が2年次配当の科目を履修することも可能としている。（根拠資料4-5、4-6、4-7、4-8）

以上の7つの分野の授業科目の編成とは別に、修士論文の作成を指導するための研究指導科目を配置している。専門職大学院である本学においては、本来、学位課程に修士論文の作成は含まれていないが、2014年度より、税理士を志望する学生で特に希望する

者に対しては、税理士試験の科目免除申請が可能となる修士論文作成の指導を行っている。分野は会計学（財務会計分野に限る）と税法で、選択により修士論文を作成し学位を得ようとする者は、選択必修科目として各学期に配当された研究指導科目「論文指導Ⅰ～Ⅳ」4科目を履修しなければならない。

以上のように、社会に貢献するために学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度会計専門職業人を養成することを教育上の目的に、会計分野を中心として必要な授業科目を開設し、体系的・段階的に教育課程を編成している。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
・単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

本学の修了要件単位数は50単位であるが、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できるように、法令（専門職大学院設置基準第12条）にもとづき、学則第25条において、1年間の履修登録できる上限を40単位と定めている。これは、年間平均して週10科目、したがって学習時間にして週60時間程度であり、無理のない上限として適切な設定である。（根拠資料1-2）

シラバスについては、学生が適切に履修科目を選択できるように、また、学生に学修計画を立てさせ、主体的な学びを促すことができるように、以下の項目を全科目共通の記載項目として、会計研究科ガイドブックに掲載している。（根拠資料4-3）

① 授業テーマ・目的、② 達成目標、③ 授業の形態、④ 評価方法、⑤ 履修者への要望（履修条件等）、⑥ 全15回の授業内容、⑦ テキスト・参考図書

なお、単位の実質化に鑑み、あるいは学生の主体的な学びをさらに促進するために、2019年度からは、項目として「事前・事後学習」と「フィードバックの方法」を新たに記載することとしている。（根拠資料4-9）

授業の実施内容とシラバスとの整合性の確保については、授業内にてアンケートを実施し、シラバスに基づいて実施されたかどうかを確認しており、アンケート内容は教員にフィードバックされ、次年度の授業等に活用されている。2018年度春学期においては、この項目（「授業はシラバスに沿った内容、進度でしたか？」）平均評価（最高5、最低1の五段階の平均）1年次授業科目4.63、2年次授業科目4.65であり、授業は概ねシラバスにしたがって適切に行われている。（根拠資料4-10）

本学の入学定員は30人であり、少人数教育が実践されている。そのため、講義形式で

あっても、多くの授業で学生との質疑応答が積極的に行われ双方向性の高い授業となっている。また、専任教員が必ず担当することになっている演習科目の大部分において、ディスカッションを取り入れた授業や学生に報告発表やプレゼンテーションを求める授業など、学生の主体的参加を促す授業が積極的に行われている。さらに、事例や判例をふんだんに取り入れ、実務界における最新の課題・問題点などをテーマに据えることで、専門職学位課程に必須の実務的能力の向上を目指した授業が行われている。その他、実務で用いられる書式の作成を経験させる授業や、PC実習を盛り込んだ授業、あるいは正課授業ではないが、会計大学院協会、公認会計士協会の主導する監査法人のインターンシップに参加することで実践教育の充実を図っている。インターンシップは大手監査法人で数日間体験することができ、2018年度の参加した学生は8人であった。

インターンシップ実施実績

実施年度	参加人数
2014年度	0
2015年度	1
2016年度	1
2017年度	6
2018年度	8

インターンシップ参加学生には終了後、インターンシップ報告書を提出させることを義務付け、教育効果を確認している。(根拠資料4-11、4-12)

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

<p>評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・修了要件の明示 <p>評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与

成績評価および単位認定

すでに述べたように、本学は、すべての授業科目の単位数を2単位として、15回の授業を行うため15週の授業期間と1週の定期試験期間を設けている。本学の成績評価および単位認定はこのように単位制度の趣旨に基づき設定された授業科目に対して行われている。

本学の成績評価および単位認定に関しては、学則第26条に、「学生が履修した授業科

目に対しては、試験その他の方法によって第 29 条第 1 項に定める評価を行い、単位を付与する」と定めている。成績の評価方法については、授業科目により適した方法が異なると考えられるため、試験及び成績評価に関する規程第 3 条において、

- (1) 定期試験（追試験及び再試験を含む）、その他の成績（授業内試験、レポート等）等を加え総合的に評価する方法
- (2) 定期試験で評価する方法
- (3) 平常の学習状況（ゼミ形式の授業における発表等）により評価する方法

の 3 つを定めている。ただし、同規程第 9 条には、原則として授業回数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、単位認定に必要な学修時間には不足するとして、定期試験の受験資格がないことが明記されている。また、同規程では、所定の事由につき定期試験を受けられなかった場合の追試験、および修了要件をみたすことができなかった場合の再試験についての規定も定められている。（根拠資料 1-2、4-13）

成績の評価基準については、学則第 29 条第 1 項に、「試験その他の方法による成績評価は下記に掲げる通りとし、S、A、B、C を合格、D を不合格とする」と定め、同項および、試験及び成績評価に関する規程第 15 条第 1 項において、S 評価は得点 90 点以上、A 評価は得点 80 点以上、B 評価は得点 70 点以上、C 評価は得点 60 点以上、D 評価は得点 59 点以下という基準を設けている。加えて、内規ではあるが、6 人以上の履修者がいる授業にあっては、S 評価は全体の 1 割程度、S、A 評価あわせては全体の 3 割程度を目安とし、成績分布が正規分布に擬したものになるよう努力するという相対評価に準ずる成績評価の基準を設けている。（根拠資料 1-2、4-14）

成績評価の基準

評価	得点
S 評価	90 点以上
A 評価	80 点～89 点
B 評価	70 点～79 点
C 評価	60 点～69 点
D 評価	59 点以下

学則第 29 条第 2 項には、「前項の成績評価については、厳格性及び客観性を確保するため、その基準を学生に対して、あらかじめ明示することとする」と定めている。この規定にしたがい、成績評価の方法および基準（前述の内規を除く）については、学則と成績評価に関する規程本文を会計研究科ガイドブックに掲載するとともに、同ガイドブックに「VI 試験・成績評価」という一章を設けて、試験の実施方法や成績評価の基準を丁寧に説明している。また、各授業科目がどのような成績評価方法を採用するかを、各科目のシラバスに「評価方法」の欄を設け告知している。（根拠資料 1-2、4-15）

以上のように、すべての授業において、あらかじめ明示された方法と基準に則って統一的に成績評価が行われている。さらには、各学期終了後、教務委員会より学生の単位取得状況について教授会で報告が行われ、全教員が確認している。このような手続きにより、成績評価と単位認定は客観性、厳格性を担保している。（根拠資料 4-16）

なお、試験及び成績評価に関する規程第 17 条は、成績評価において疑義がある場合、学生は調査を願い出ることができることを定めている。学生は決められた期間(一週間、成績表配付時に指定)内に質問票を大学事務局に提出し、大学事務局はそれを教務委員長および当該授業科目の担当教員に送付する。担当教員は回答書を作成し、教務委員長がこれを確認し必要に応じて担当教員と協議を行った後、学生に対して大学事務局より回答書による返答がなされる。以上の手続きも成績評価の公正性・厳格性を担保する一つの役割を果たしている。(根拠資料 4-13)

次に既修得単位の認定については、法令(専門職大学院基準第 13 条、第 14 条)にもとづき、学則第 27 条において、教育上有益と認めるときには、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や本学に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学の修了要件単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本学で修得した単位としてみなすことができるとしている。この規定に関しては、別に、他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程を設け、認定を受けることのできる単位数は 24 単位を限度とすること、単位認定は対象となる授業科目の担当教員の議を経て教授会が行うことを定めている。学生は申請に際して他学で修得済みの単位についての成績証明書および当該授業科目についてのシラバスを提出することを求められ、それらをもとに担当教員および教授会の判断がなされることで、本学の教育水準および教育課程としての一体性を損なうことのないように配慮がなされている。(根拠資料 1-2、4-17、4-18)

なお、課程の修了要件については、会計研究科ガイドブックに明示するとともに、2 年次の 4 月オリエンテーションにおいて、履修指導の一環として担任より学生に注意喚起を行っている。

学位授与

本学では、大原大学院大学学則第 30 条および別表において、本学課程の修了要件として、2 年以上在学し、かつ必修科目である「会計職業倫理」および所定の選択必修科目を含めて 50 単位以上取得したものに対し、会計修士(専門職)の学位授与を行うことが規定されている。また、選択により修士論文を作成し学位を得ようとする者は、上に加え、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならないことが規定されている。さらに同条には、本学の課程を修了したことの認定は、教授会の議を経て学長が行うことが規定されている。(根拠資料 1-2、4-20)

修士論文の審査手続きについては、学位規程において、以下のように定められている。

修士論文の審査及び最終試験は、教授会から選出された教員 3 名以上からなる審査委員会がこれを行う。審査委員会は、指導教員を主査とし、当該修士論文に関連する授業科目担当教員を副査とする。ただし、教授会が特に必要と認めたときは、前項以外の教員を審査委員会に加えることができる。最終試験は、提出された修士論文を中心とし、これに関連する研究領域について、口頭試問により行われる。審査委員会は修士論文の審査及び最終試験の結果を文書で教授会に報告する。(根拠資料 4-19、4-21、4-22)

以上のように、学位授与の責任体制及び手続きは明文化され、学生にも明示されている。

修士論文を作成しない学生の学位審査および修了認定については、所定の在学期間における必要単位の修得のみによって行われる。したがって、まず教務委員会が、学生が必修および選択必修科目の履修条件を満たしつつ必要単位数を修得しているか否かを確認し、次に教授会に諮ることによって厳正に学位授与者を決定している。

次に、修士論文の審査基準については、会計研究科ガイドブックに明示されている。まず合格基準として、「広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業等を担うための卓越した能力を有することを示すものをもって合格とする」と定め、その判定のための基準として、

- ・論文の題名は内容に対して適切か。
- ・問題意識は明確か。
- ・構成は適切か。
- ・先行研究に対して必要な評価（レビュー）を行っているか。
- ・論述の論理性は適切か。
- ・学術論文としての諸形式（注記、図表、参考文献等）が適切か。

をあげている。（根拠資料4-23）

修士論文の審査手続きと審査基準については、毎年最終試験前に開かれる論文指導者会議において確認を行っている。同会議においては、審査委員会の委員間で可否の意見が分かれたときには、適正な結論を得るために繰り返し委員会を開き議論を重ねることも決められている。教授会で選任された審査委員が統一された審査基準にもとづき合議によって可否を判定することで、審査の客観性・厳格性が担保されている。（根拠資料4-24）

以上のように、学位授与は、学則30条、試験及び成績評価に関する規定および学位規定に定められた修了要件に基づいて教授会が厳格かつ公平な審査を行った結果として、適切に行われている。平成17年度の2年次在籍者数26人は全員が会計修士（専門職）の学位を与えられている。（根拠資料4-25【ウェブ】）

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

本学は会計専門職大学院であり、高度会計専門職業人として、社会に貢献できる人材となることを到達目標としている。したがって、学生の学習成果は、まず彼らが高度会計専門職業人として相応しい知識と技能および職業倫理を修得したことを社会に認められること、すなわち公認会計士をはじめとする高度会計専門職業人としての就職実績によって測定されると考えている。

入学者数が少なくすべてが公認会計士志望者だった時期にはほとんど就職実績はなく指標として意味をなさなかったが、育成する高度職業会計人として、税理士と企業や公的機関の財務スペシャリストを加えたことにより入学者が増加し、2016年度は会計事務所6名が、2017年度には監査法人に1名、会計事務所に2名修了生が就職している。

また、公認会計士を目指す入学者が相変わらず毎年1～3名という状況の中で、公認会計士試験の合格者も2013年度からコンスタントに1～2名（2014年度を除く）輩出している。入学者が増えたとはいえ、すでに税理士事務所や会計事務所に勤めている社会人学生（上の就職実績には含まれていない）が多いことを考えれば、まだ数値は低いものの本学の学習成果を評価する指標として意味を持ち始めたと考えることができる。（根拠資料4-26【ウェブ】）

なお、学生の自己評価については、毎期実施している授業アンケートにおいて、学生自身に授業に対する取組みを評価させる質問項目を設けている。また、毎年3月に修了生意見交換会を実施している。修了生と教員が2年間を通じた学習成果等のヒアリングを行うことによって、組織的に学習成果の把握につとめている。（根拠資料4-10、4-27）

その他、学習成果を把握及び評価するための方法の開発は特に行っていない。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

高度職業会計人としての就職実績については、現状においては、それを教育課程及びその内容、方法の適切性の改善・向上に向けた取り組みには活用するには至っていない。

授業アンケートについては、毎期定期的に行われ、その結果は各教員にフィードバックされ、その回答書を提出することを義務付けられている。各教員はアンケート結果をふまえ、次年度以降の授業について改善を行っており、その結果は翌年の授業アンケートにより検証されることになる。

また、学生の単位修得状況や、学生アンケート調査・修了生意見交換会その他から得られた情報をもとに、毎年定期的に、各系において現行カリキュラムの検討をお願いしている。カリキュラムを改編したい系は教務委員会に事案を提出し、教務委員会が審議の上、原案を作成し教授会の議をはかることにしている。最近では、2018年度からの「現代日本法入門」の新規開講や、2019年度からの「会計職業倫理」の配年年次の変更といった例がある。（根拠資料4-28、4-29）

（2）長所・特色

少人数教育であることの利点を生かして、学生の主体的参加を促す授業が多数行われていること。

（3）問題点

学習成果を測定するための指標の適切な設定がなされていないこと。

(4) 全体のまとめ

専門職大学院はその設立の趣旨から、高度専門職業人として社会に貢献できる人材を輩出することにより、第一に学習成果が測られると考えられる。しかしながら、会計専門職大学院は修了することにより資格試験のすべてが免除されるわけではなく、例えば公認会計士は難関の論述試験に合格しなければ、現実に会計士としてスタートすることはできない。その点からすれば、監査法人や会計事務所への就職状況は大学院の学習成果を的確に反映していない面もある。今後は、少数なりとも実際に会計専門職として就業した修了生が「高度」会計専門職業人としてその能力を期待通りに発揮しているかどうかを測ることのできる指標の開発が必要である。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

本章「現状の説明」は、2018（平成30）年度入学生向けに2017（平成29）年度中に実施した内容に基づき記述している。

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本大学院は、高度会計専門職業人の養成という会計専門職大学院に固有の目的の実現のために、どのような学生を受け入れるかについて、以下のようにアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を定め、入学試験要項に明記すると同時に、大学案内およびホームページにおいて広く一般に公表している。

「アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）」

大原大学院大学会計研究科では、会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い倫理観を持ち、国際感覚を身に付けた高度な会計専門職業人として活躍することを目指す学生を受け入れます。具体的には、

- ・公認会計士
- ・税理士
- ・企業及び公的機関の財務部門のスペシャリスト

を目指す学生を受け入れます。」

（根拠資料5-1【ウェブ】）

このようなアドミッション・ポリシーは、本大学院のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）およびカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）に基づくものである。ディプロマ・ポリシーにおいては、「修了生が学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備え、国際感覚を身に付けた公認会計士、税理士、企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストなどの会計専門職業人として、社会に貢献できる人材となることを到達目標とします。」とあり、教育の柱として「学術的研究の実践」、「実務的技能の習得」、「職業倫理の醸成」を掲げている。

そこで、入学者の受け入れにおいては、大学院在学中に会計に関わる「学術的研究」および「実務的技能」を習得し、職業会計人としての高い「倫理観」を育むことができるかを入学試験によって確認し、学生を受け入れることとしている。そのため、すでに大学において会計学を学習している学生を受け入れるのみならず、上記アドミッション・ポリシーを理解し、高度な会計専門職業人を目指す会計初学者である学生にも大学院の門戸を開放しているところであり、一般入試や自己推薦入試の他に、基礎学力は学習意欲等を重視するAO入試や留学生特別入試を実施している。（根拠資料5-2）

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学生募集および入学者選抜の制度

本大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、本大学院では、入学希望者の会計・簿記などに係る学力の程度や保有資格など志願者の特性に応じた入学者選抜のため、以下のような様々な入学試験を実施している。大学院での学術的研究の基礎となる授業を受講するには、最低限の基礎能力として「大学卒業程度の会計学の素養」が必要となるが、一般入試以外の入学試験においては筆記試験を実施していないことから、自己推薦入試では保有資格でそれを確認するほか、AO入試では入学までの期間に所定の方法にしたがって簿記学習を行い、日本商工会議所（日商）簿記検定試験2級合格相当の学力を身につけることを義務づけている。

① 一般入試

筆記試験と面接試験によって選抜を行う。筆記試験は、財務会計分野あるいは管理会計分野の基礎学力を問うものであり、いずれかの自由選択となる。出題レベルは大学卒業程度であり、基礎的な理解を問う問題や計算問題が出題される。

② 自己推薦入試

日商簿記検定2級以上や税理士試験一部科目合格などの所定の資格を有することものを対象として、これまでに学習実績や実務経験に基づく書類（自己推薦書を含む）審査および面接試験によって選抜を行う。

③ AO入試

基礎学力や学習意欲等を重視し、会計学の筆記試験を行わず、書類審査（小論文を含む）と面接試験により選抜を行う。AO入試合格者のうち、日商簿記検定試験2級以上を合格していない者は、入学手続き終了後、本大学院の指定するカリキュラム（入学前簿記学習制度）に沿って簿記学習を行い、入学までに一定の成果を上げる義務を課している。そのため、本大学院教員がチューターとして定期的に学生と面談を行いながら、学習の進捗度等を確認している。

④ 留学生特別入試

日本で「国際感覚」を身につけ、高度会計専門職業人を目指す留学生を対象とするAO入試であり、上記③のAO入試と同様に、基礎学力や学習意欲等を重視し、会計学の筆記試験を行わず、書類審査（小論文を含む）と面接試験により選抜を行う。「大学卒業程度の会計学の素養」を確認するために、日商簿記検定試験2級以上を合格していない者については、先のAO入試と同様に入学前簿記学習制度を利用した、簿記学習を課して

いる。また大学院での学習には高い日本語能力の必要であることから、日本語能力試験 N2 以上の認定を出願資格としている。

一般入試を含めすべての入学試験において、面接試験は必須となっている。面接試験では、入学希望者が「大学卒業程度の会計学の素養」を十分に有しているからを確認するのみならず、学生のコミュニケーション能力を測るために実施している。大学院における学習は、講義形式の一方向的に知識を学生に伝えるという一方向コミュニケーションによるものではなく、教員から学生に、そして学生から教員にという双方向コミュニケーションであることを前提としているからである。なお、筆記試験を実施していない入学試験においては、日商簿記検定試験 2 級以上を合格していない入学希望者については、面接試験において、合格後に簿記を学習する時間と意欲が十分にあるかどうかを確認している。

このようにして、高度会計専門職業人を目指す意思とそのための勉学意欲が十分にあるかを確認することで総合的に合否判定を行い、入学者の選抜を行っている。

また、上記の①から④の入学試験とは別に、授業料相当額（各期 550,000 円）を最長 2 年間（最大 2,200,000 円）、授業料に充当する形で給付する特別奨学生を選抜するための試験として、次のものがある。

⑤ 特別奨学生選抜入試

大学や大学院における学習・研究成果、社会における実務業績、保有する資格などを総合的に評価する第 1 次選考（エントリー・シートの審査）と、小論文による筆記試験および面接試験からなる第 2 次選考によって選抜を行う。特別奨学生に相応しい高い論理的能力・潜在的能力を有しているかを確認する試験であり、入学試験の段階での簿記学力の有無は問わないが、大学院入学までに日商簿記検定試験 2 級以上を取得することを条件としている

入学試験は、7 月から翌年 3 月にかけて、通常入試 7 回、特別奨学生選抜入試 1 回の日程を組んでいる。AO 入試を 7 月の早い時期に実施するのは、学生の入学試験合格後の簿記学習期間を考慮してである（日商簿記検定試験は 6 月、11 月、2 月の年 3 回実施されている）。なお、留学生特別入試も 10 月ではなく、もっと早い時期が適当であると考えるが、日本と異なり 5 月ないしは 6 月に大学を卒業し、秋から新学期を始める留学

一般入試・自己推薦入試・AO 入試・留学生特別入試

	入試種別	出願期間(期日必着)	試験日	合格発表日
第 1 回	AO 入試	2017 年 07 月 06 日(木)～07 月 14 日(金)	07 月 22 日(土)	07 月 27 日(木)
第 2 回	自己推薦入試	2017 年 08 月 31 日(木)～09 月 08 日(金)	09 月 16 日(土)	09 月 21 日(木)
第 3 回	留学生特別入試	2017 年 09 月 21 日(木)～09 月 29 日(金)	10 月 07 日(土)	10 月 12 日(木)
第 4 回	自己推薦入試	2017 年 10 月 25 日(水)～11 月 02 日(木)	11 月 11 日(土)	11 月 16 日(木)
第 5 回	自己推薦入試	2018 年 01 月 04 日(木)～01 月 12 日(金)	01 月 20 日(土)	01 月 25 日(木)
第 6 回	自己推薦入試	2018 年 02 月 01 日(木)～02 月 09 日(金)	02 月 17 日(土)	02 月 22 日(木)
第 7 回	一般入試	2018 年 02 月 22 日(木)～03 月 02 日(金)	03 月 10 日(土)	03 月 15 日(木)

特別奨学生選抜入試

特別奨学生 選抜入試	第一次選考		第二次選考	合格発表日
	出願期間(期日必着)	結果発表日	試験日	
	2017年08月31日(木)～09月08日(金)	09月14日(木)	10月07日(土)	10月12日(木)

生を考慮して、入試日程を10月としているところである。(根拠資料5-2)

以上の各入学試験の出願資格、選抜方法、必要な出願書類および入試日程等については、入学試験要項に詳細を記載し、大学案内に同封して配付するとともに、大学院ホームページに掲載している。さらには、6月から翌年2月にかけて合計7回の入試説明相談会を実施している。参加は自由(申込み不要)であり、終了後には個別の相談にも応じている。また、入試説明相談会の日程以外にも希望者があれば、随時個別相談に応じることとしている。そのほか、特に留学生向けの説明会は実施していないが、毎年1回、大原学園大原日本語学校で開催される「体験学習授業」に参加し、大学院で学ぶこと、そして、会計専門職大学院で学び高度な会計専門職業人として活躍することの意義を伝えている。(根拠資料5-3、5-4)

以上のように、本大学院においては入学を志望する者に対して十分な情報入手の機会と受験機会を提供している。

学生募集および入学者選抜のための運営体制

本大学院では、入学試験に関わる学生募集および入学者選抜の業務の遂行については、大原大学院大学入試委員会規程の定めにしたがい、専任教員6名によって構成される入試委員会を設置し、責任ある体制を確立している。また、入学者選抜を適切かつ公正に実施するために、「大原大学院大学入学試験実施マニュアル」を定めている。入学試験実施マニュアルでは、筆記試験の作成と保存、試験官の任命、試験官の業務、合否の判定、入学試験当日の業務遂行手順などについて定めており、すべての入学試験は、このマニュアルに準拠して統一的な方法で厳正に進められている。

一般入試で使用する筆記試験問題については、選抜の基準を適正なものとするため、年度初頭に出題計画を立て、入試委員により内部で作成され検証された問題を使用し、その採点については筆記試験官である入試委員が担当した後、別の入試委員が確認を行うこととしている。

すべての入試において実施される面接試験については、公正性および客観性を確保するため、入試委員を含め3名以上を面接試験官とし、各面接試験官が個別に評価を行った後、各自の決定に基づいて評価シートに点数を付することとしている。3名の面接試験官の付した点数の平均点をもって面接試験の評価を決定することとしている。なお、修士論文の作成を志望する入学希望者については、入学後論文指導を行う教員が面接試験官として面接試験に出席し、面接試験の評価を行っている。

さらに、合否の判定は、各種書類の審査、筆記試験および面接試験の結果を評価点によって判断し、まず入試委員会の合議により原案が作成され、次に教授会の議を経て確定する手続きを採用している

なお、特別奨学生選抜に関する業務の遂行については、入試委員会とは別に、大原大学院大学特別奨学金制度委員会規程の定めにしたがい、専任教員6名によって構成される特別奨学金制度委員会を設置し、責任ある体制を確立している。特別奨学金制度委員会は、従来、入試委員会の委員とは異なる専任教員が担当していたが、入学者選抜の一貫性を図るために、現在は入試委員会と同じメンバーが特別奨学金制度委員会を構成している。(根拠資料5-5、5-6、5-7)

入学者選抜の公正かつ公平な実施

本大学院においては、上述のように入学試験における入学者選抜においては、その公正性や客観性を確保するための方策が採られてきたが、修士論文の作成を志望する入学希望者の増加に伴い、「入学者選抜における中立・公正・客観性の確保」が喫緊の課題として認識されるようになった。

文部科学省からの通知(「平成30年度大学入学者選抜実施要項」平成29年6月1日付け29文科高第236号文部科学省高等教育局長通知)においても、「各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適正等を多面的・総合的に判定する。」、また「入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、入試問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入試担当教職員の専任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。」とその重要性が認識されていた。

また、入学者選抜における不合格者への情報開示が一層進められていることに鑑み、入試委員会では入学試験における筆記試験以外の評価項目である書類審査および面接試験に点数制を導入すること全会一致で決定し、2017年7月に開催された教授会において審議が行われ、教授会の議を経て、入学試験の点数制を2018年度入学生の入学試験から導入した。

従来の可否の判定においては、書類審査、筆記試験および面接試験の結果を総合的に判断する方法を採用していたことから、可否判定会議は長時間を要するとともに、入学者選抜において中立・公正・客観性がどのように確保されていたかは検証不可能であった。しかし、入学試験における点数制の導入により、書類審査による点数、筆記試験による点数および面接試験の点数を合計し、その合計点数によって、一義的に可否判定が行われることとなったため、入学者選抜における中立・公正・客観性の確保は格段に進んだと考えられる。現時点において、入学者選抜における不合格者からの情報開示の要請はないが、仮に要請があったとしても、それに迅速に対応することが可能な体制が整えられている。(根拠資料5-8)

最後に、障がいのある学生等の受け入れについて、「大原大学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する指針」にもとづき対応を行うこととなるが、現在までのところ、こうした者の入学希望はなく、受入実績はない。(根拠資料5-9)

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

・収容定員に対する在籍学生数比率

本大学院は、2006年度の開学以来、会計専門職大学院としての理念・目的を効果的に実現するために少人数教育が適切と考え、入学定員を30名に設定するとともに、入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数が適正になるよう管理することとしてきた。

過去7年間の入学定員充足率および学生収容定員充足率

	入学者数 (A)	在籍学生数 (B)	入学定員 充足率	学生収容 定員充足率
2012年度	12	20	40.0%	33.3%
2013年度	9	20	30.0%	33.3%
2014年度	21	30	70.0%	50.0%
2015年度	31	51	103.3%	85.0%
2016年度	27	57	90.0%	95.0%
2017年度	31	57	103.3%	95.0%
2018年度	33	64	110.0%	106.7%

2018年度までの入学定員30名、学生収容定員60名である。

開学より2013年度までは入学者数が入学定員を大幅に下回る状況が続き、入学者数の増加のための抜本的な取り組みが急務とされていた。そのような危機的な状況の中、2012年度にアドミッション・ポリシーを改訂し、養成する人材像を、①公認会計士、②税理士、③企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストとして、より広範な会計業務に対応できる人材を養成することを明確にして募集を開始した。養成する人材に「税理士」を明記したことに伴い、2014年度入学生より、税理士試験の科目免除申請が可能となる修士論文作成の指導を行うこととした。その結果、2014年度には税理士になることを目指す学生が12名入学した。また、論文指導の開始とともに本大学院が取り組んだのが、社会人も本大学院で学習することができるように夜間開講し、授業時間帯を昼間から昼夜開講制へと変更した点であった。

このような取り組みの結果、2014年度から受験者数・入学者数が大幅に増加し、入学定員および収容定員がほぼ一杯となるようになった。このような状況を鑑み、2019年度からは入学定員を30名から5名増加して35名とすることとし、2018年度現在募集を行っている。5名の入学定員増は、入学希望者が入学定員を超える状況が続いていることから、本大学院が高度な専門職業会計人を養成するという社会的責任を果たすことと考えている。入学希望者の多くが修士論文作成を希望しており、そのような学生に対して十分かつ効果的な指導を行っていくためには、入学定員を増やし、指導する教員数を増加させることが不可欠であり、そのことが入学定員および収容定員の適正な管理につながると考えている。

点検・評価項目④: 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れのあり方の検証、その適切性の点検・評価については、入試委員会によって恒常的に行なわれている。入試委員会では翌年度の入学試験要項公表にむけて、定期的に入試委員会を開催し、前年度および当年度の検証を行うとともに、次年度へ向けた改善方を検討し、決定している。そして必要な改善策を実施している。改善のために教授会の審議が必要な場合には、遅滞なく、教授会の議を経て了承されている。

例えば、上述の入学選抜における点数制度の導入である。それ以前には、面接試験の評価は面接試験官の合議で決められ、さらに、入学試験の合否は書類審査、筆記試験および面接試験の結果を合議により総合的に判断されており、点数制導入によって公正性および客観性が高まったことは明らかである。また、2018年度においては、特別奨学生選抜入試についての検討が行われており、その存否を含めた議論が進められている。これは、昼夜開講制を始めたことにより社会人学生が増加し、特別奨学生選抜入試においても社会人学生の志願者が増加していることを受けてである。本制度を創設した当初に想定していたのは、大学院で昼間授業を受講し、夜間等に課外講座を利用した公認会計士を目指す学生であったが、現在はそのような学生よりもむしろ社会人学生の対応をどのようにするかが現在、検討されているところである（資料5-8、5-10）。

このように入試業務においてはPDCAサイクルが着実に機能している。

(2) 長所・特色

経営母体である大原学園の教育資源を活用することによって、会計専門職大学院でありながら、AO入試や留学生特別入試など、簿記学力が不足していても多様な入学希望者を受け入れることができていること。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

本学では、入学選抜に関する様々な改革が継続して行われてきた。未充足定員が常であった頃は、入学者を増加させるための入試制度の考案が中心であった。もとはと言えばAO入試も特別奨学生選抜入試もその産物である。税理士志望者と社会人に門戸が開放されてからは、幸いにして入学希望者が入学定員を上回ることが常態となったが、そのため現在ではいかにして入学選抜の公正性や透明性を高めるかが問題となってきた。すでにここ数年入試委員会を中心に改革が進められてきたが、社会的な要請もあり、今後さらにそれが厳しく要求されるものと思われる。引き続き点検・評価による改善・向上に努めたい。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

- ・専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学の理念・目的および教育目標は、高度な専門知識と技能を兼ね備え、さらに広い知的素養に裏打ちされた高い倫理観を有した高度会計専門職業人を育成することであり、本学の教員組織はこの理念・目的および教育目標を実現するために編制することを基本方針としている。

この基本方針のもと、本学では、教員の採用及び昇任に関する規程において、教員の資格として、研究上の業績や高度の実務能力などを有すること、高度の教育上の指導能力を有すること、建学の精神を体することなどを明確に定めている。また兼任講師（非常勤講師）の採用に関してもこれらに準ずることを定めている。（根拠資料6-1、6-2）

また、教員組織の具体的な編制方針については次のように定めている。教員構成については、各系（分野）主要科目に専任教員を配し、実践性を重視する科目には原則として実務家教員を配するものとする。各系の専任教員数は原則として、財務会計系3名以上、管理会計系2名以上、監査系2名以上、租税法系2名以上、法律系1名以上、経済経営系・情報統計系2名以上とする。また、教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確化するために、各系に専任教員による責任者を置き、教務委員長がこれを統括する。なお、教員の年齢構成のバランスや国際経験の適切性等については、明確な編制方針はなく、教員の新規採用の際に考慮するものとしている。（根拠資料6-3）

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：研究科の専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・教員の資格の明確化と適正な配置
- ・専門職学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

2018年現在、本学の専任教員は13名、うち教授は9名、実務家教員は5名であり、法令に定める12名以上の必要専任教員数（平成15年文部科学省告示第53号第1条第1

項、下記参照)、専任教員の半数以上の教授数（同第1条第3項）、専任教員の概ね3割以上の実務家教員数（同第2条第1項、第2項）を遵守している。

＊必要専任教員数の算出式

平成11年文部省告示第175号の別表第1に定める経済学関係の修士課程を担当する研究指導教員数5名×1.5=7名（端数切り捨て）+同告示第2号に定める研究指導補助教員数5名=12名

本学は、1研究科1専攻（会計研究科会計専攻）のみを有する独立大学院であるため、専任教員は、当然に、すべてが当該研究科において研究教育活動を行うためのみ採用されている。教員の新規採用にあたっては、担当する科目を念頭に、教員の採用及び昇任に関する規程および教員組織の編制方針にもとづき、人事委員会が議案を作成し教授会が承認する。また、カリキュラムの改編などで新規の授業科目を担当するような場合には、教務委員会がその議案を作成し教授会が承認する。これらの手続きによって、教員の資格の明確化および授業科目と担当教員の適合性は担保されている。

専任の実務家教員5名はすべて、公認会計士や税理士として、あるいは国税庁や証券取引所等の勤務において、法令に定める5年をはるかに超える実務経験があり、高度の実務能力を保有しているとともに、著書、論文等の実績も豊富である。専門職大学院にとって要とも言える理論と実務の架橋教育のために、実践性を重視した授業科目には、主にこれらの実務家教員が配置されている。一方で、専任の研究者教員においても会計士・税理士資格を保有する者を複数採用しており、2018年現在、本学の専任教員・客員教員・兼任講師（非常勤講師）合わせて25名のうち、約半数が公認会計士あるいは税理士登録者である。これにより、理論を重視する授業科目においても、実務との架橋を高く意識した授業が可能となっている。（根拠資料6-4）

また、本学が養成する高度会計専門職業人にとって、財務会計、管理会計、監査および会社法を中心とした法律や租税法の知識は不可欠である。これらの分野は当然として、経済・経営などの周辺分野も含めて、本学が設定する7つの系（財務会計系、管理会計系、監査系、法律系、租税法系、経済・経営系、情報・統計系）のすべてにおいて、専任の教授、准教授または講師を配置し、主要科目を担当させている。

専任教員の授業負担については、本学は1研究科1専攻のみであることもあり、一般的な大学教員に比して、担当する授業科目数は少ない（一学期平均3.7科目）。むしろ、2015年からの夜間授業開講や、専任教員の標準科目数（最低限の担当科目数）の設定、さらには演習科目の開講の義務付けなど、これまで担当科目数を増やす方策を行ってきた。（根拠資料6-5）

年齢構成については、2018年5月現在、専任教員13人中70歳以上の者が3人(23%)、60～69歳の者が2人(16%)、50～59歳の者が3人(23%)、40～49歳の者が1人(8%)、

系別・教員種別 担当科目数（2018年度カリキュラム）

科目分類	総科目数	教員種別担当科目数				
		専任教授	専任准教授	専任講師	客員教授	兼任講師
財務会計系	33	13	10	5	0	5
管理会計系	12	0	0	9	0	3

監査系	14	14	0	0	0	0
法律系	16	10	0	0	0	6
租税法系	20	12	0	0	8	0
経済・経営系	13	4	0	7	0	2
情報・統計系	3	0	0	1	0	2
研究指導	24	8	4	0	12	0
合計	135 (100%)	61	14	22	20	18
		専任教員合計 97 (71.9%)			(14.9%)	(13.3%)

※科目数は、同じ科目名でも昼と夜では別科目として計上している。

30～39歳の者が4人(31%)となっており、ここ数年の採用人事によって若手教員も増え、開学以来問題点として指摘されてきた平均年齢の高さが是正されてきている。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集、採用、昇任等に関する基準については、大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程と、大原大学院大学における教員の昇任に関する申合せ事項の二つに定められている。

大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程では、教授、准教授、講師、助教、助手のそれぞれについて、採用および昇任に関する資格基準を定めている。例として、教授について記す。(根拠資料6-1)

「大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程(抜粋)
(資格基準)

- 第2条 教員の採用及び昇任に関する選考は、本条の定める基準により行う。
- 2 採用する教員及び昇任させる教員の資格は、第3項から第7項に示す基準のいずれかに該当し、建学の精神を体し、本学教員たるに適する者であることとする。
 - 3 教授：次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者
 - 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
 - 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
 - 三 会計専門職大学院において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
 - 四 専攻分野について、特に優れた知識及び高度の実務能力を有すると認められる者

また、大原大学院大学における教員の昇任に関する申合せ事項では、昇任に係る部分に関して必要な事項として、昇任審査に必要な研究業績、経験年数、大学運営についての貢献について細則を定めている。例として、教授について記す。(根拠資料6-6)

「大原大学院大学における教員の昇任に関する申合せ事項(抜粋)

1. 昇任審査に必要な研究業績の篇数について

(4) 教授への昇任の場合

准教授として就任した日以降に、教育研究上の業績として発表した学術論文又は著述が、紀要(所属機関の内部審査のみによる定期論文集)記載以外の公刊論文・著作2篇以上を含む5篇以上あること。審査に当たっては、そのうち5篇について査読するものとする。

2. 昇任審査時の当該職格の経験年数について

(4) 教授への昇任の場合

准教授として6年以上の経歴があること。

3. 昇任審査時の当該職格の期間における当大学での運営に関する貢献について

昇任審査時の当該職格の期間において、当大学での運営に関する貢献がきわめて大であると認められること。」

次に、教員の募集、採用、昇任等に関する手続きについては、人事委員会規程において定めている。(根拠資料6-7)

教員の採用や昇任人事などの必要が生じた場合には、人事委員会規程にしたがい、人事委員会が、採用審査・昇任審査を行って議案を作成し、教授会の承認を得ることとしている。その際には、人事委員会委員以外の関係する科目の教員の出席を求め、その意見を聴取することができる。審査にあたっては、大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程および大原大学院大学における教員の昇任に関する申合せ事項に基づき、書類審査と面接を行い、教員採用の場合には、必要に応じてプレゼンテーションを行うことで、本学の教員に求められる資格基準を担保している。

2018年度は、税務会計分野の専任教員1名の採用が以上の手続きにもとづいて行われている。本件においては、当該者が兼任講師(非常勤講師)としてすでに本学で授業科目を担当していた経緯を鑑み、プレゼンテーションは行われていない。(根拠資料6-8、6-9)

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
--

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動については、FD委員会規程にもとづき、FD委員会が中心となって、すべての教員を対象として組織的に授業参観やFD研修会を実施し、授業の内容および方法の改善と教員の資質向上を図っている。（根拠資料6-10、6-11【ウェブ】）

授業参観は毎年必ず実施している。2018年度は春学期に、

村田大学講師担当「経営学概論」

で実施され、教員9名の参加をみた。単に授業参観を行うだけではなく、終了後に教員間のミーティングの場を設けることにより、教員間のコミュニケーションの深化、問題意識の共有化など、個人にとどまらず教員組織としての資質向上を図っている。また、ミーティングの内容は報告書としてまとめられ、授業参観に参加できなかった教員にも情報提供されている。

FD研修会も、2年に一回は外部講師を招いて行い、それ以外についても専任教員や兼任教員（非常勤講師）を講師として行っている。2018年度は、まず春学期に内部講師として、

古市雄一朗准教授「高等教育を取り巻く環境の変化とFDの意義」

秋学期には、外部講師として、

広島大学高等教育研究開発センター丸山文裕教授「高等教育財政と無償化政策」が実施されている。

教員の教育活動については、教員による授業参観を通じて、また、授業科目ごとに行われる学生に対する授業アンケートの実施などによって一定の評価がなされている。授業アンケートについては、担当教員にアンケート集計結果についての所感（感想、対応など）を記載した回答書の提出を義務付け、さらに、改善すべき重大な問題を有すると考えられる教員については、研究科長がFD委員長、教務委員長とともに当該教員の面接を行い、改善指導を行うことにしている。（根拠資料6-12、6-13）

一方、教員の研究活動や社会活動については、現状ではそれを適切に評価する仕組みは整備されていない。教育活動も含めて、その評価は昇任時には考慮されるが、教員の処遇等に反映させる仕組みは設けられていない。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、全学的な自己点検・評価に合わせて点検・評価が行われている。

過去の点検・評価において認証機関から問題点として指摘された事項として、平均年齢の偏り、担当授業数の少なさ、教員の資質向上への取り組みなどがあったが、平均年齢と担当授業については本文中にあるとおり改善・向上が図られ、教員の資質向上への取り組みについては、授業参観とFD研修会を引き続き定期的に開催していること、専任教員の研究専念期間の制度を創設したこと、社会科学研究所を設立したことなどにより改善・向上が図られている。このように、点検・評価の結果をもとに改善・向上に向

けた取り組みを行われている。

(2) 長所・特色

F D授業参観を毎年必ず実行し、教育の質の維持・向上に努めていること。

(3) 問題点

教員組織の編制方針では、管理会計系の専任教員は原則2名とされているが、現在は講師1名の体制となっていること。

国際化については編成方針に特に定めはないが、十分な対処ができていないこと。

(4) 全体のまとめ

本学は、学部をもたず定員数も少ない小規模経営の大学院であるがために、教員の新規採用においても制約条件が大きく難しいものがあることは否めない。管理会計の専任教員についても2017年度に募集を行い適任の候補者を得たものの、最終的には採用に至らなかった経緯がある。そのため、経営母体である大原学園の中から大学教員に足る人材を自ら育成しこれを採用することも検討している。教員の編成は大学がその教育目標を達成するための最重要要素であることは言うまでもなく、教員の質を落とすことなく方針に沿って編成するための方策を見出していきたいと考えている。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示
--

本学では学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう以下の通り学生支援に関する基本の方針を定めている。

「学生支援の方針

本学は、高度会計専門職業人を養成するという目的・理念を実現するため、学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるように、以下の方針のもと学生支援を行うこととする。

1. 学生に対する全般的支援体制

担任制度により、学生生活全般について原則的に学年担任教員が指導・助言を行うこととする。

2. 修学支援

学年担任教員による履修指導や出席および成績不良の学生に対する指導等の学習指導体制を敷く。

高度会計専門職業人に必要な資格の取得のため、課外学習による資格試験受験講座の受講を支援する。(大原学園が行う公認会計士試験、簿記検定試験、税理士試験等の受験講座の無料化)。

大原大学院大学奨学金制度や大原大学院大学特別奨学金制度等、大学独自の経済支援体制を整備する。

3. 生活支援

学生からの相談は、学年担任教員または学生担当の事務局職員が対応することを基本とするが、必要に応じて専門家(カウンセラー)に相談するよう助言する。

特にハラスメントに関して問題が発生した場合は、ハラスメント対策委員会を開催の上、迅速、適切かつ公正に対応する。

4. 進路支援

会計大学院協会主催の監査法人を対象とするインターンシップへの参加を促す。

学園主催の就職活動説明会への参加を促し、学生担当の事務局職員および学園就職部職員による就職指導を行う。」(根拠資料7-1)

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備
評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

<ul style="list-style-type: none"> ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・奨学金その他の経済的支援の整備
<p>評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
<p>評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
<p>評価の視点5：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施</p>

学生支援の体制

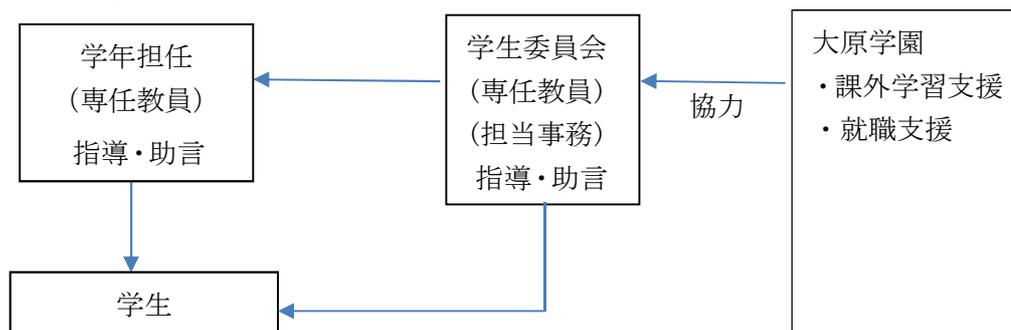
学生支援は、大原大学院大学学生委員会規程に基づき、専任教員及び事務局員を委員とする学生委員会が中心となって行われている。さらに、大原大学院大学学年担任制規程に基づき、それぞれの学年担任が、直接的に学生生活における指導、助言にあたっている。（根拠資料7-2、7-3）

学年担任は、以下の点について指導、助言を行う。

1. 科目の履修、修学に関すること
2. 大学生活に関すること
3. 休学、退学に関すること
4. 修了後の進路に関すること
5. その他、学生の指導、助言に関すること

学年担任は、学生委員会に所属する専任教員の中から任命され、学生の支援のために必要に応じて学生委員会のサポートを受けることになっている。学生委員会の委員には専任教員だけではなく担当事務の責任者を含めることで、教学と事務が連携した学生支援が行える体制を整えている。

<学生支援体制の組織図>



また、修学及び進路支援のために学生が課外学習として、大原学園内の資格受験講座を無料で受講できるように支援を行っているが、受講に際しては、学年担任が各学生の状況に応じた指導を行い、各種事務手続きは学生委員会の担当事務局員が行っている。

進路指導については、学年担任による個別指導に加え、大原学園本部の就職担当職員による就職支援が行われるが、支援についての活動及び運営は、学生委員会が主体となり学園と協同して行うこととし、学生委員会が主体的に学生支援を行う体制を整えている。

学生支援の実施状況

1. 修学支援

4月に1年次生に対する入学オリエンテーションが実施され、学年担任による学生生活上の諸事項、履修手続き、課外学習等の説明が行われている。履修指導は、論文作成を希望する学生（税理士志望者）については原則として指導教授が行い、それ以外の学生（公認会計士志望や留学生など）については、学年担任が行っているが、税法の論文指導を行っている指導教員5名のうち3名は客員教員であるため、必要に応じて担任が履修相談を受けている。いずれにしても、学年担任ないしは論文指導教員のチェックを経て履修登録を行うシステムを整えている。（根拠資料7-4）

本学では、学生の能力に応じた補習教育や補充教育は行っていないが、AO入試や留学生特別入試で入学し、入学前学習により簿記指導を行ってきた学生が大学院の授業を受講するために最低限の学力しか身に付けることができなかつた場合、正課の授業とは別に学生ごとに必要なプログラムを組み、入学後も継続して簿記指導を行っている。これらの簿記指導は専任教員が行うが、学年担任がその任にあたることを通常としており、学年担任が学生の学力や環境を把握し、適切な指導や助言を行うことを可能としている。（根拠資料7-5）

留学生については、本学に在籍する留学生のほとんどは中国語を母語としており、これに対応するため、中国語ネイティブのスタッフ（学園本部と兼任）を配し、学年担任と協同して必要な援助を行う。なお、在留手続き等については、学生委員会に所属する担当事務が責任を持ってこれを行っている。就職が決定した場合には「留学」から「人文知識・国際業務」といった就労可能な在留資格への変更、就職が確定しない場合に引き続き就職活動を行う場合は「（継続就職活動の為の）特定活動」への在留資格変更が必要となるが、こうした手続きのための説明会及び指導を行っている。（根拠資料7-6）

障がいのある学生については、「大原大学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する指針」に基づき対応を行うこととなるが、現在までのところ、障がいのある学生の入学実績はなく、修学支援措置（ノートテイク等）は行われていない。（根拠資料5-9）

授業期間中、授業の欠席回数が多くなってきた学生には、事務局から学年担任に連絡がなされ、学年担任から指導がなされている。また、1年次に修得単位数が少ない学生については、学年担任が個別に面談を行い、必要により指導を行うこととしている。留年者および休・退学者には、まず学年担任が面談を行い、成績不良の原因、長期欠席・進路変更の原因等の状況を把握し、学生担当の事務局職員とともに必要な指導・助言を

与えたのち、学生委員会あるいは教務委員会に報告するものとしている。なお、過去 5 年の退学者数および除籍者数、留年者数は下表のように推移しており、低水準を保っている。

退学者数、除籍者数、留年者数

	在席者数	退学者数	除籍者数	留年者数
2013 年度	19	0	0	0
2014 年度	30	1	0	0
2015 年度	51	1	0	0
2016 年度	57	1	0	0
2017 年度	57	0	0	0

2. 経済的支援

本学を通じて学生が利用できる経済的支援は次のとおりである。(根拠資料 7-7)

(1) 奨学金制度および授業料減免制度

① 大原大学院大学奨学金(給付奨学金)

1 年次生は 1 年次春学期の成績評価により成績優秀者(若干名)に対して 200,000 円を限度として給付を行う。2 年次生は 1 年次春学期及び秋学期の成績評価により成績優秀者(若干名)に対して 300,000 円を限度として給付を行う。

2018 年度の対象者は、3 名であった。

② 大原大学院大学特別奨学金(給付奨学金)

特別奨学生選抜入学試験に合格した者(若干名)に対して、2 年間の授業料が全額免除される。

2018 年度入学者の対象者は、1 名であった。

③ 私費外国人留学生授業料減免制度

私費外国人留学生について、授業料の 30%を減免する。

2018 年度入学者の対象者は、7 名であった。

以上は本学独自の制度であるが、学外制度として利用可能なものとして以下がある。

④ 日本学生支援機構奨学金(貸与奨学金)

⑤ 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度

これらについては、学生への告知と手続き面での指導を行っている。

⑥ 厚生労働省専門実践教育訓練給付金

本学会計研究科会計専攻は、対象講座に指定されている。

(2) 課外学習制度

本学のほとんどの学生は公認会計士、米国公認会計士、税理士等の高度職業会計人となるのに必要な資格取得を目指しており、本学で会計・税務の高度な知識と技能を身に付けたため学修を行うと同時に、学外では資格取得のための受験勉強も行っている。こうした事情から、本学の経営母体である大原学園が提供している各種受験講座を本学の入学手続き完了後から無料で受講できる課外学習制度を設けている。さらに

は、受験講座だけではなく社会人学生に対するリカレント教育のための課外学習講座も対象としている。ただし、課外学習の受講に当たっては、正課の学修内容に影響が出ないように、例えば、税理士受験講座については同時に二科目しか受験できない制限を設ける、本学および受験講座ともに出席率が80%以上を条件とするなど、課外学習が学生全体の学修において過大にならないよう指導を行っている。(根拠資料7-8)

(3) 学費の延納等

本学では、年2回に分けて学費を納付する制度をとっているが、この方法での納付がむずかしい場合、学生と相談の上、延納または月割りにより、学費を納付する方法を認めている(根拠資料7-9)

3. 生活支援

学生の相談には、学年担任および学生担当事務局員が中心となって対応している。(根拠資料7-10)

各種ハラスメントについては、「大原大学院大学ハラスメント対策委員会規程」にしたがいハラスメント対策委員会を構成し、「大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程」を定め、その防止と対処について必要な措置をとっている。「ハラスメント対策に関する規程」は、学生に配付する会計研究科カガイドブックに本文を掲載するとともに、学生生活に関係する部分の要約版をわかりやすい言葉で同ガイドブックに載せることで、学生の理解を深め注意を喚起するようにしている。同記述には、「ハラスメント対策に関する規程」にしたがい、ハラスメント委員会の相談員の氏名が具体的に示されている。ハラスメント委員の人選に当たっては、専任教員、事務局に常在している事務員に加えて普段学生と接しないスタッフ(学園本部と兼任)を含めることにより学生が告発により不利益が生じるのではないかと不安を除き安心して相談できるチャネルを確保している。相談員については、毎年、学年ごとのオリエンテーションにおいて、学生に紹介され、ハラスメントを受けた先の相談先がどこであるかが学生に明示されている。(根拠資料7-11、7-12)

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮については、学校保健法の定めに従い、6月末に一斉に定期健康診断を実施している。なお、本学は小規模なため、学生の心身の健康を保持・増進するための相談に応ずる医師・カウンセラーなどを常時配置する体制を採用していない。それに代わる体制として、学年担任教員、学生担当の事務局職員が相談に応ずることとし、状況に応じ、学校医の指導を仰ぐこととしている。設備としては緊急時の対応用に保健室を確保しており、教室には、事務局に連絡可能な電話を配置することで不足の事態に備えている。また、AEDを設置し備えている。地震時の対応については対応マニュアルを策定しており、事務局において迅速な対応ができる体制を整えている。(根拠資料7-13)

さらに、本学では、学生生活における傷害事故に備え、全学生を対象に災害傷害保険に加入している。保険料は本学が全額負担し、保険の対象となる傷害を被った学生には、この保険金を本学からの「見舞金」として給付することとしている。(根拠資料7-14)

4. 進路支援

本学では入学試験合格時に、公認会計士や税理士など、課程修了後の進路選択はほぼ決定しているが、その後の進路の変更や、留学生の進路選択に係わる相談・支援については、学年担任が学生との個別面談を行い、学生の希望を確認し助言を行っている。

本学は小規模なため、キャリア支援を行うための大学独自の組織は設置していない。就職指導については学生委員会及び大原学園の就職指導を担当する兼任職員の協議の上、年間指導スケジュールを決定して計画的に指導にあたっている。(根拠資料7-15、7-16)

また、既述のように高度会計専門人として就業するために資格取得を目指す学生のために課外学習制度を設け、学生のキャリア形成を支援している。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学においては、担任制度によって学年担任が近しく学生と接していることによって、学生の意見聴取が常に行われている。また、毎年3月末に行われる修了予定者と教員の懇談会でも意見を聴取し、学生支援の適切性について点検評価の基礎資料としている。学生からの意見聴取で明らかになった改善点については、研究科執行部および教授会で全教員に共有され、早急に改善が必要な点については、担当する委員会が改善に当たる。(根拠資料4-27)

上述の課外学習制度や就職支援についてはそれらの点検・評価の過程で得られた知見をもとに改善が加えられ現在に至っているものも多くある。例えば、夜間開講が始まり社会人学生が入学してきたことにより、それまでは無料の課外学習講座の対象外であった社会人学生に対するリカレント教育のための課外学習講座をその対象に含めた等の実績がある。

(2) 長所・特色

担任制度により学生に対してきめ細やかな指導が行われていること。

学生のキャリア形成支援のために大原学園が有している多くのリソースを共有することができること。

組織がコンパクトであるために学生の要望について迅速に対応、検討する体制が整っていること。また、研究科全体として課題の共有が行われていること。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学の学生支援の特徴として第一に、コンパクトな組織というメリット生かしたきめ細やかな学生対応が行われている点が挙げられる。また、高度会計専門職としての資格

の取得や実務界との連携において、経理学校として長きに渡るノウハウを蓄積してきた大原学園と協同して課外学習等の学生支援を行えることは、大きなメリットであると言える。一方で、学生支援の主体はあくまで学生委員会を中心とする研究科であり大学院として行うべきことを学園全体の指導スタイルで行っている訳ではなく、学園の担当者と大学院のスタッフが協同することで教育目的である高度会計専門職業人の養成を実現させている。この点においては、学生支援のための組織は、十分に整えられており、各部署は緊密な連携を保っている。

会計専門職大学院の学生は、大学院での学修に加えて、会計専門職としての公認会計士、米国公認会計士、税理士等の資格取得も目指しており、そのニーズには十分対応した学生支援が行われていると言える。その証左として、入学後進路の変更等の理由で退学する学生は極めて少ない水準となっていることがあげられる。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は本学の理念・目的を実現するために、教育研究等環境の整備に関して、学生が施設・設備を安全、有効に利用できるように検証し、教員がより良い環境で研究活動を推進できるよう教育研究等の環境を整備する。そのため本学では、施設委員会を設け、施設の計画及び整備・美化に関する事項、施設の利用状況の点検・評価に関する事項、環境保全に関する事項、共有スペースの管理に関する事項、その他本学の施設・環境に関する事項を審議して環境整備に取り組んでいる。

本学は、毎年春学期と秋学期の年2回において施設アンケートを実施し、学生から施設等の要望を聴取しており、速やかに対応できる要望（机、いす等の整備や、LAN 配線の増設等）については、速やかに改善を実行している。（根拠資料8-1、根拠資料8-2、根拠資料8-3）

収容定員が60人と少人数であることから、現在は施設・設備も小規模な状況により運営しており、施設アンケートにおいても図書室の蔵書数の少なさを指摘する意見が頻出している。

本学では、第二期中長期ビジョンとアクションプランを策定し、教育研究等環境に関する中長期計画として、蔵書数の増加を伴う図書室の拡張や、収容定員増加（2019年4月以降入学定員が30人から35人へ増加）に伴う教室や自習室の増床等、教育研究等環境の充実を図る。（根拠資料1-6）

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理、バリアフリーへの対応、学生の自主的な学習を促進するための環境整備

本学の校舎は、大原学園10号館（東京都千代田区西神田二丁目2番10号）2階・3階部分、及び大原学園1号館（東京都千代田区西神田一丁目2番10号）3階及び5階部分を使用していたが、2019年4月1日より、上記10号館のすべての施設を上記1号館へ移転し、移転後は1号館（2階から7階）となった。本章では、まず移転前の状況を中心に記述し、その後、移転後の状況について記述する。

① 施設

ア. 学生専用スペース

校地・校舎については、本学独自の校地・校舎は有しておらず、大原学園が所有する建物の一部を利用している。本学の専用施設としては、大原学園10号館の2階と3階を使用している。このうち学生専用スペースとして、2階及び3階の一部に、教室（講義室3室

および演習室 2 室)、専用自習室 (1 室)、図書室 (1 室)、学生ラウンジ、面接指導室、保健室などを設置している。

⑦ 専用自習室は、原則として日曜祝日を含め毎日使用できるようにしている (お盆、年末年始を除く。以下同様)。座席は、前と左右にブラインドボードが取り付けられ、視覚的に遮断された集中しやすい環境となっている。また、各席には有線 LAN が配備され、かつ、自習室内は無線 LAN も利用可能となっている。なお、講義室、演習室も授業のない時間帯は自習のために利用できるように解放している。

⑧ 学生の交流のためにラウンジを配置し、学生が休憩、食事、談話等のために利用できるようにしている。

イ. 専任教員の研究室

大原学園 1 号館 3 階と 5 階の各階に 7 室、計 14 室の研究室を配置し、専任教員の全員に 1 人 1 室を確保している。

ウ. 事務局など

大原学園 10 号館の 3 階の一部に、事務局、会議室、学長室、講師控室 (非常勤講師が授業前後に利用できる控室) を配置している。

② 設備など

ア. 学生用ロッカー

本学の専用施設である大原学園 10 号館 2 階と 3 階に、学生が教材などを保管するためのロッカーを設置している。

イ. 情報機器など

講義室 2 室には、プロジェクターを備えており、その他の教室でプロジェクターを使用する場合には、可動式のプロジェクターを用意している。貸出用のノートパソコンも用意している。いずれの部屋も無線 LAN 対応となっている。

清掃は平日に毎朝、業者により行っている。また、定期的にエレベータなどの点検を行い、保健所および消防署などの検査を受けて概ね合格点をもらっている。さらに、夜間はガードマンを配置している。これらにより、校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保している。

ウ. バリアフリーへの対応

本学が使用している大原学園 10 号館には、障がい者が利用できる専用のトイレが設置されている。

続いて、移転後の状況 (概要) は次のとおりである。

大学院の全ての施設を大原学園 1 号館の 2 階から 7 階に移設することで、使用建物が 1 棟に統合され、学生及び教員の利便性が向上し、学生が集中して学習できる環境が整う。また、大学院大学専用施設としての独立性が確保されることで大学院のためのより優れた校舎運営が可能となる。

また、施設・設備については移転前の環境を維持しつつ、今回の移転にともない施設・設備の充実を図っていく。具体的には、従前より改善課題とされていた図書室について、今後の修士論文作成者の増加を勘案し、図書室を増床して書架を増設し、研究図書の一層の整備と充実を図る。また、論文指導の増加に伴い必要となる演習室 (ゼミ室) を増設し、アクティブラーニングに適したゼミ室を追加設置する。その他、教室の引き戸などの障が

い者施設としての対応、全館 wifi の導入や照明の LED 化など、施設の向上を図り、大学院大学としてより優れた環境を整えていく。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備、図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書は年2回（春、秋）購入し、制度の改正などを反映した最新の情報が提供できるように配慮している。また、教員・学生から図書購入の要望があれば、随時購入し、対応している。

2019年3月末現在の蔵書などは下記のとおりである。

蔵書 6,085 冊（和書 5,700 冊 洋書 385 冊）

分 類		図書数	和書数	洋書数	
000	総記	32 冊	26 冊	6 冊	
100	哲学・宗教	6	5	1	
200	歴史・地理	13	9	4	
300 社会科学	320 法律	324 民法	94	94	0
		325 商法	469	456	13
		その他	147	146	1
		小 計	710	696	14
	330 経済	331 経済学、経済思想	103	97	6
		333 経済政策、国際経済	110	110	0
		335 企業、経営	465	402	63
		336 経営管理	2,751	2,577	174
		338 金融、銀行、信託	548	513	35
		その他	54	49	5
	小 計	4,031	3,748	283	
	340 財政	341 財政学、財政思想	55	55	0
		345 租税	545	540	5
		その他	44	41	3
		小 計	644	636	8
	350	統計	11	10	1
	360	社会	108	105	3
370	教育	33	32	1	
380	風俗習慣、民俗学、民族学	2	0	2	

	その他	26	20	6
	計	5,565	5,247	318
400	自然科学	61	59	2
500	技術、工学	187	159	28
600	産業	203	177	26
700	芸術、美術	4	4	0
800	言語	12	12	0
900	文学	2	2	0
	合計	6,085	5,700	385

② 雑誌：24種（和雑誌：19種 洋雑誌：5種）

ア) 和雑誌 主なもの 「会計」、「企業会計」、「会計・監査ジャーナル」、「商事法務」、「税務弘報」、「月刊税理」、「税経通信」

イ) 洋雑誌 主なもの 「accountancy」、「The Accounting Review」、「Internal Auditor」

図書の選定にあたっては、社会科学分野の新刊を中心とし、教員の要望を確認している。また、学生からの要望は、図書室の司書に伝えられ、前述の教員による選定図書と同様、司書が購入の手配を行っている。

電子媒体については、海外の会計などに関する情報を入手するためにデータベースABI/INFORM Research (ProQuest) を導入し、図書室および各教員研究室での閲覧が可能なようにしている。

※ ABI/INFORM Research ProQuest (米国) が提供するビジネス関連の雑誌・新聞、その他の情報源を幅広くカバーするデータベースである。

また、国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムを構築する環境として、図書館情報管理システムの構築を行っている。その概略を箇条書で示す。

① 国立国会図書館の登録利用者制度に機関として登録し、インターネットでの郵送複写を申し込むことを可能としている。

② 図書室据え置きのパソコンから NDL-OPAC (NDL-ONLINE) で複写希望資料の検索を可能としている。

③ 国立情報学研究所目録所在情報サービスが提供する「NACSIS-CAT/ILL」に参加するためのシステムを導入している。これらに参加していることによって、次のことが可能である。

「NACSIS-CAT」へ参加することにより、オンライン共同分担目録方式による全国規模の総合目録データベースを形成するためのシステムを構築することができる。

「NACSIS-ILL」へ参加することにより、図書館間で行われている相互貸借サービスの利用が可能となる。

図書室の利用環境については、広さが 67.165 m²であり、図書の閲覧用に 16 席、パソコン用に 2 席を用意している。また、図書室専門職員として司書の資格を有する者 1 人を配

置している。

2015年度から昼夜開講制に移行したことに伴い利用時間を拡大し、開館時間を平日 9:00～21:30、土・日 9:00～18:00 とした（年末・年始、お盆休みなど有り）。

図書室には、据え置きパソコンが 2 台あり、データベース ABI/INFORM Research (ProQuest)、D1-Law、電子ジャーナル『中央経済 DV ライブラリー』が利用できるほか、CiNii Books, Articles, Dissertations や日本税務研究センターにアクセスできるようになっている。また、この据え置きパソコン 2 台のうち、1 台には図書室の蔵書の検索等ができる「情報館」というソフトがインストールされており、別の 1 台にはデータベース eRules がインストールされているとともに、金融庁の EDINET にすぐにアクセスできるような設定がされている。

据え置き 2 台のほかに、図書室内での利用を原則として、貸出用のノートパソコンを 5 台用意し、学生の資料収集や論文作成等の用に供している。

なお、前述した 2019 年 4 月 1 日からの校舎移転により、図書室の広さが 97.60 m²へと増床し書架が増設され、図書室の蔵書数増加が可能となったため、今後より一層の研究図書
の整備・充実を図る。（根拠資料 8—4）

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動
の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を支援する研究費の適切な支給、研究室の整備等

教員の研究費は、本学の「研究経費規程」に基づいて支給している。研究費の金額は下記のとおりであり、この金額は 1 年間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）を支給対象期間とするものである。（根拠資料 8—5）

区 分	研究者教員		実務家教員	
	研 究 費	研究旅費	研 究 費	研究旅費
教 授 准教授	300,000 円	200,000 円	200,000 円	100,000 円
講 師 助 教 助 手	150,000 円	100,000 円	100,000 円	50,000 円

教員の研究室は各教員に 1 室ずつを提供しており、基本装備として机、椅子、書棚、保管庫、パソコンおよび電話機を設置し、ネットワーク機器利用のために LAN 配線を行っている。また、研究室の近隣に教員が使用するための複合コピー機を設置している。これらの設備の管理保全については、技術スタッフとして大原学園本部の情報処理部門の技術スタッフ 2 人を兼任職員として配置し、教育研究などを支援する。

本学は収容定員が 60 人と極めて少人数であるため、教育研究活動を支援する体制としてティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントは配置していないが、代替策と

して、各学年に担任教員を配置して学生の相談を受け付けている。(根拠資料 7-3)

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程の整備、取り組み

研究倫理に関する事項についての審議機関として、大原大学院大学研究倫理委員会を設置し管理に当たることとしている。(根拠資料 8-6)

研究倫理の遵守については、「大原大学院大学研究倫理規準」を定め、本規準に基づき遵守するための必要な公的研究費の不正防止への取組に関する規程等を整備している。(根拠資料 8-7、根拠資料 8-8)

本学内における研究倫理等の不正防止に関する取り組みとしては、研究倫理委員長が文部科学省主催の研究倫理に関する説明会に参加し、その後研究倫理の勉強会を実施することにより、各教員に対する情報共有を図った。(根拠資料 8-9)

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な情報に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上

毎年春学期と秋学期の年 2 回において施設アンケートを実施することにより、学生から施設等の要望を聴取し、施設委員会において問題点の把握及び改善対応策を検討している。その結果、速やかに対応できる要望については、速やかに改善を実行している。アンケート結果については、近年は概ね良好な評価を得ているが、2019 年 4 月に新校舎に移転したため、今後は移転後の校舎についても良好な評価を得られるように努めている。(根拠資料 8-10)

(2) 長所・特色

2019 年 4 月の校舎への移転を機に、全館 wifi 環境の導入、アクティブラーニングに適したゼミ室の設置、教室内壁面投影用の超短焦点プロジェクターの導入など、特に講義スタイルの充実に資する環境設備の改善に取り組んでいる。

また、wifi 環境について、以前は「つながらない」「途中で途切れる」などの不具合が続いていたが、今回の移転に伴う一新により、接続台数も増加し、通信速度も速くなるなど、快適な利用環境となっている。

(3) 問題点

図書室について、従前より書籍の総量不足が課題となっているところであり、少しずつ改善を進めてきたが、2019 年 4 月 1 日の校舎移転に伴い、図書室を 67.165 m²から 97.60 m²へと増床し、書架を増設した。修士論文作成希望者が増加していることから、研究図書により一層の充実に努める必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は、2019年4月1日より、教室、図書室、学生ラウンジ、自習室、学長室、事務局等の施設を移転し、移転後は一つの建物に全ての大学院施設を集約した。このことにより、学生及び教員の利便性が向上するとともに、大学院大学専用施設としての独立性が確保されることで大学院大学のためのより優れた校舎運営が可能となった。

また、今回の移転にともない図書室の拡張、演習室（ゼミ室）の増設、障がい者施設としての対応等、施設面における改善も図ることで、大学院大学としてより優れた環境の整備に努めている。

今後は図書室における研究書籍の充実や、校舎移転に伴い新たに生じる改善点を調査し、更なる環境設備の向上に取り組んでいく。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は小規模な大学院大学であり、大規模な総合大学に期待されるすべての領域において、社会連携・社会貢献を行うことは現実的ではなく、また、その効果の発現が期待できない。従って、本学が目指すべき社会連携・社会貢献は、本学の建学の精神や期待されている社会的使命に則した本学の特色を生かしたものを中心に考え、以下の6つの方針を掲げて取り組んでいる。(根拠資料9-1)

・地域社会・国際社会への協力方針の明示

- ① 社会に貢献できる会計専門職業人となるべき人材の裾野を広げる。
- ② 公開講座の開設などにより、社会との交流を図る。
- ③ 教育研究上の成果を社会に発信・還元する。

・産・学・官との連携の明示

- ④ 国・地方公共団体などの政策形成に寄与する。
- ⑤ 社会的組織体との教育研究上の連携を図る。
- ⑥ 企業などとの共同研究、受託研究を行う。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

本学では、2016年4月に大原大学院大会計研究科に所属する研究者により、大原大学院大学附置の社会科学研究所を創設した。この社会科学研究所では、「会計、税務、法律、経済、経営、情報および統計の各分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的」(研究所規程第2条)としており、その目的を遂行するために、研究会、学術講演会やシンポジウム等の講演会、その他必要な事業を行っている。(根拠資料3-1)

当面の研究課題を地方公会計に定め、具体的な取り組みは次のとおりである。

- ① 第1回講演会 2016年6月22日(水)

『地方公会計セミナー ―新公会計10年間の経験を踏まえ、公会計の新しい展開を考える―』

中神邦彰先生(一般社団法人地方公会計研究センター理事・専門委員、公認会計士・税理士)

- ② 第2回講演会 2016年11月30日(水)

基調講演『地方公会計制度の現状と課題』

溝口洋氏（総務省自治財政局財務調査課長）

- ③ 第3回講演会 2017年11月1日（水）
特別講演『統一的な基準に基づく地方公会計制度における財務書類の活用と先進事例』
大宅千明氏（総務省自治財政局財務調査課 課長補佐）
- ④ 第4回講演会 2018年9月26日（水）
特別講演『統一的な基準による地方公会計の活用状況と今後の展望』
大宅千明氏（総務省自治財政局財務調査課 課長補佐）
（根拠資料3-2【ウェブ】）

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上

社会科学研究所主催による地方公会計を研究テーマとした講演会の開催については、参加者からアンケートを回収し、集計・分析をして、社会の期待に応える活動となるよう改善・向上に努めている。なお、地方自治体の実務担当者を中心とした多くの参加者からは一定の評価を得ており、社会貢献活動として一定の成果を得ていると評価している。（根拠資料9-2）

（2）長所・特色

本学に所属する研究者により、本学附置の社会科学研究所を創設し、当面の研究課題を地方公会計に定め、学術の進歩発展に寄与することを目的として、研究会、学術講演会やシンポジウム等の事業を行い、社会貢献に努めている。

（3）問題点

なし。

（4）全体のまとめ

2016年4月に社会科学研究所を創設し、地方公会計に関する講演会の開催や研究会の実施、農業会計に関する研究活動などを中心的なテーマとして社会貢献活動に取り組んでいる。地方公会計の講演会については、社会科学研究所の創設以来、毎年開催しており、地方自治体の実務担当者を中心とした参加者から一定の評価を得ており、今後もこの活動を継続していく。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の大学運営に関する指針は「第二期中長期ビジョンとアクションプラン」の中で次のように明示している。「本学の理念、教育目的、人材育成方針の実現に向け、適切かつ公正な大学運営のための組織・諸規定を整備し、教学組織と事務組織と法人組織の適切な連携体制のもとに教職員が一丸となって実効性のある改革に取り組むことで更なる維持発展を目指すため、第二期中長期ビジョンとアクションプランを策定し、取り組むものとする。」（根拠資料1-6）

その取り組みは「多様化するニーズに対応して教育目的の効果的な達成を目指す」「教育の質の向上に取り組む」「教育研究施設の更なる充実に努める」「学園グループ校との接続を強化して高度会計専門職業人を数多く養成する」「継続的な事業活動のための財政基盤を確保する」の5つのビジョンを明示し、これらを具現化するためのアクションプランを明示し計画的に推進している。

「第二期中長期ビジョンとアクションプラン」は教職員からの提言や各委員会が有するビジョンなどもふまえて将来計画検討委員会にて策定されたものであり、教授会での審議を通じて教職員に周知されている。また事務職員に対しても教授会に参加している2名の事務職員を通じて重要事項として遺漏なく周知されている。（根拠資料10-1、根拠資料10-2）

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

本学においては、学長が本学の全般に関する管理運営をつかさどり、運営組織として教授会を設置し、その下に各委員会を配置している。また、事務組織として事務局を置いている。

教授会は本学の最高意思決定機関であり、専任の教授、准教授により構成される。また、事務局からも事務局長と事務局員1名が出席し、教授会の求めに応じて事務局員が把握している管理運営に関する情報を教授会で報告するなど、教授会の決定について一体となった行動ができるようにしている。ただし、事務局員は教授会における決定権は有しない。教授会はほぼ毎月1回（原則として、8月、9月は休会）開催している。

意思決定のプロセスは、法人の最終判断を要する重要事項は法人組織と連携して決定するが、通常は教授会を中心に審議・決定し、特定の事項については教授会の諮問機関である各種委員会にて適宜審議し、教授会に上程する仕組みを設けている。

教授会のもとに設置される委員会には、教務委員会、入試委員会、学生委員会、ハラスメント対策委員会、人事委員会、FD委員会、研究年報編集委員会、施設委員会、図書委員会、自己点検・評価委員会、外部評価委員会、将来計画検討委員会、情報公開委員会、研究倫理委員会がある。（根拠資料10-3）

以上のように、本学を管理運営するための固有の組織体制を整備している。

管理運営組織については、学則第8条において「本学に、教授会、委員会及び事務局を置く。」と規定しており、第9条において教授会に関する事項が規定され、教授会の審議事項を、「(1) 教育に関する事項、(2) 教員人事に関する事項、(3) 学生に関する事項、(4) 研究に関する事項、(5) 修了の認定に関する事項、(6) 学則その他学内諸規程に関する事項、(7) 自己点検・自己評価に関する事項、(8) その他、本学に関する重要事項」と定めている。さらに第10条では、教育、研究、校務等の円滑な運営を図るための委員会設置が規定されている。また、教授会に関する取り決めおよび教授会のもとに置く各委員会などの学内規程を定めている。これらの学内規程は必要に応じて、随時、見直しを行っている。このように関連法令に基づく適切な規定が制定され、これに従って、教授会および各委員会が運営されている。（根拠資料1-2、根拠資料10-4）

学長の選出については、学長選考規程を定めており、理事長が学長選考委員会を設け、学長選考委員会は規程で定める選考基準に従い学長候補者を1名選考し、理事会に推薦する。理事会は推薦を受けた学長候補者について審議し、理事長がこれを任命する。（根拠資料10-5）

本学の管理運営を行う教員組織の長は研究科長であるが、その任免に関しては、研究科長選考規程を定め、教授会の決定を尊重している。（根拠資料10-6）

本学の運営に係る組織体は教学組織と法人組織がある。この二つの組織体は基本的には独立しているが、法人の理事が大学院の学長として教授会に出席しているため、教授会の意見を法人理事会に、また、法人理事会の意見を教授会に伝える役割を果たしている。（根拠資料10-7）

本学の事業遂行上、法人側と連携しなければならないことがあるため、教授会出席の法人理事を通じて次の事項について両者の連携が図られている。

- ① 大学院運営上生ずる収支差額の補填を法人が行う。
- ② 専任教員の定年を70歳としているが、その後も継続して雇用する場合は法人理事会

の決定を要する。

③ 校地・校舎の拡大などに伴う売買は、法人理事会の決議事項とする。

① 学則の変更は教授会の議を経て法人理事会の承認を要する。

このように大学固有の事項については大学が独立した意思決定のもとに運営しているが、法人の最終判断を要する重要事項については、法人組織との連携によって決定が行われている。

危機管理対策については、大規模地震発生時対応マニュアルを設けるなど特定の災害について対応しているが、防災・防犯などの安全対策・安全教育なども含めた危機管理体制に関する規定やマニュアルが整備されていないため、策定をして、安全確保に努める必要がある。(根拠資料7-13)

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算の編成、決定、配付、管理については経理規定に基づき適切に執行されている。予算編成の基本方針は、理事長が学園の各予算責任者の意見を徴して作成し、理事会にて決定する。これに基づき理事長が予算大綱を定め、予算責任者に通知する。予算責任者は、予算大綱に基づき予算資料を作成し、理事会に提出する。大学院大学においては事務局が次年度の予算配分案を作成し、これを学長、研究科長、事務局長にて確認・了承した後、理事長に提出し、評議員会の意見を聴き、理事会の決議を経て、年度開始前までに予算を決定している。(根拠資料10-8、根拠資料10-9、根拠資料10-10)

予算編成上、収入は主に学生納付金であり、支出は人件費、研究費、図書費、事務費、設備管理費などであるが、ほぼ毎年支出は固定化している。これにより前年度末に新年度入学確定者数により計算される予算編成と予算執行は適切に行っている。

経理責任者は、予算の執行状況を常時把握し、これを毎月理事長に報告している。予算責任者は予算を遵守し、やむを得ない事由により予算額を超える支出を要するときは理事長の承認を得なければならない。

日常の予算執行は経理規定、経理規定施行細則、固定資産及び物品管理規程、その他学園に関する日常業務での確認事項などの内規に基づき適切に執行されている。(経理規定根拠資料10-9、根拠資料10-11、根拠資料10-12)

なお、予算執行に関しては、法人組織の内部監査に組み込まれて監査が行われている。独立監査人により、業務や財産状況の適正性について調査を受けている。監事は、学校法人業務が法令、寄附行為等に準拠して適正に執行されているか、会計業務が学校法人会計基準に準拠し、また、予算統制制度に基づき執行されているかを監査している。(根拠資料10-13、根拠資料10-14)

予算執行に伴う効果の分析・検証については、現在の収入は現時点での最大の収入であり、支出は必要最小限の支出であるため、その範囲内で分析と検証を行っている。(根拠資料10-15)

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の管理運営に関する事務組織の設置とその職務概要に関しては学則に規定している。本学は入学定員35人、収容定員70人と小規模なため、事務組織もその理念・目的および教育目標の達成を支援するものとして、小規模ではあるが次のように適切に機能する組織となっている。（根拠資料1-2、根拠資料10-16）

本学の事務組織は、専任事務職員5名（事務局長を含む）、図書室に図書室専門職員1名の合計6名と、兼任職員（大原学園本部と本学の業務を兼務する者をいう。）11名で構成されている。その業務内容により担当する部署を区分している。大学院大学として固有の管理運営業務は大学院大学の事務局が担当し、一般的な学校経営・運営事務は法人本部内の財務総務本部、広報営業本部、情報システム本部などの事務部門に兼任職員を配置し、他の学校事務業務と兼務する方法により担当している。また、学生の就職支援については、大学院大学の学年担任教員と事務局とともに、学園グループが有する新卒市場・中途市場・留学生市場などの各就職担当部署が共同してあたっている。このような体制を敷くことにより、事務業務の効率化を確保しつつ、業務内容の多様化に対応する機能を備えている。（根拠資料10-17、根拠資料10-18）

本学は会計専門職を目指す学生が入学してくることから、事務職員に対して、大学院の授業などに関する相談だけでなく、公認会計士試験や税理士試験などの資格試験に関する相談をしていくケースも多い。こうした場合、本学の事務職員は会計分野の教育経験・知識を有している者が多く、かなり深い内容まで対応している。

事務局の職員2人は教授会に出席していることから、教授会の決定を熟知しており、また、教授会の求めに応じて事務局が把握している管理運営に関する情報を教授会で報告している。本学が小規模であるため、教員との関係は緊密であり、教授会ないし教員との有機的な連携が図られている。

事務職員の採用と昇格などに関する諸規程は法人の就業規則、給与規程、職能等級規程、人事考課制度規程、再雇用規程を使用している。教員については本学固有の採用と昇格規程が存在するが、事務職員については本学固有の規程は存在せず、法人統一の規則が共通ルールとして使用されている。（根拠資料10-19、根拠資料10-20、根拠資料10-21、根拠資料10-22、根拠資料10-23）

事務職員の人事考課は法人人事が行う人事考課法である職能等級制度と人事考課制度を導入している。職能等級制度では、職員の職務遂行能力に見合う職能等級への格付けを通じ、職員の適正な処遇を行うとともに、職員自らの能力開発と人材育成を促進す

ることを目的としている。人事考課制度では、職員の日々の職務行動を具体的に観察して、職務の遂行度、努力度、必要能力の保有度を分析的に評価することで、能力開発のための材料を得ること（育成）と、昇給・賞与・昇格などの処遇を公正にしていくための材料を得ること（処遇）を目的としている。年2回、管理者である事務局長とのC&D（コミュニケーションと能力開発）面接を行い、業務の振り返り、問題点の確認、今後の改善方法について話し合っている。この面接により昇給や昇格データを蓄積し、事務職員の意欲・資質の向上を図っている。（根拠資料10-24）

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

SDの取組みについては、毎月テーマを決めてSD活動会議を定期実施している。その他、教員のFD活動とともに実施しているものや、必要に応じて次のような活動により、職員の資質向上に適宜取り組んでいる。（根拠資料10-25）

- ① 本学職員が外部機関のSDに関する講演会や研修会に参加し、参加者が報告会を開催して、職員間において講演会や研修会の情報を共有し、報告書を作成している。（根拠資料10-26）
- ② 本学は高度会計専門職業人を養成することを教育上の目的としているが、大学院の学修と並行して公認会計士や税理士等の国家試験の受験勉強に取り組む学生も多くおり、事務職員及び教員が適切なアドバイスができるよう知識を共有している。公認会計士試験短答式試験における一部受験科目の免除申請や、税理士試験の一部受験科目免除のための国税審査会の論文審査等の手続きについても確認している。
- ③ 専門実践教育訓練給付金や各種奨学金に関する手続きや案内については、学園グループの担当部署と連携し、改正点や変更点を中心に適宜情報を取得して共有している。
- ④ 特に留学生の就職支援については、学園グループで留学生の就職支援を担っている日本語学院や専門課程就職部との連携により必要な情報の取得や指導力の向上に努めている。
- ⑤ その他、大学事務運営に関する基礎的な知識・理解等を深めるための情報共有を行っている。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点2：監査プロセスの適切性
評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性を点検・評価する取り組みとして、監事、独立監査人、内部監査室による監査を定期的に行っている。

監事は、寄附行為に監事を2人置くことが規定され、学校法人大原学園監事監査規則に則り、学校法人業務及び財産の状況の監査を適正かつ有効に行うことで、学園の教育研究機能の向上と財政基盤の確立等に寄与することを目的としている。具体的には、学園業務が、法令、寄附行為等に準拠して適正に執行されているか、業務監査を行う。また、会計業務が学校法人会計基準に準拠し、また、予算統制制度に基づき執行されているか、会計監査を行う。

独立監査人は、毎年度、計算書類について監査するとともに、業務や財産状況の適正性について調査を受け、内部統制の有効性についても検討される。

内部監査室は、理事長の命を受けて学園における内部監査を行う。

なお、監事は財産の状況を調査するに当たり、独立監査人から報告を求め、必要に応じて独立監査人に対して専門的事項の調査を委任することができる。また、監事、外部監査人、内部監査室は、必要に応じて協議を行い、学園の業務の改善及び合理化に努める。(根拠資料10-27、根拠資料10-13、根拠資料10-14)

この他、本学における自己点検・評価を実施するための自己点検・評価委員会の設置、学外有識者の評価と提言を受けるための外部評価委員会の設置をしているが、その取り組みは十分ではないため、外部評価委員の意見も積極的に取り入れつつ、組織的・継続的な自己点検・評価を行い、改革・改善につなげていく必要がある。

(2) 長所・特色

- ・本学が小規模であるため、教員との関係は緊密であり、教授会ないし教員との有機的な連携が図られている。
- ・本学の事務職員は会計分野の教育経験・知識を有している者が多く、かなり深い内容まで対応している。

(3) 問題点

- ・危機管理対策については、防災・防犯などの安全対策・安全教育なども含めた危機管理体制に関する規定やマニュアルを整備して安全確保に努める必要がある。
- ・本学における自己点検・評価を実施するための自己点検・評価委員会の設置、学外有識者の評価と提言を受けるための外部評価委員会の設置をしているが、その取り組みは十分ではないため、外部評価委員の意見も積極的に取り入れつつ、組織的・継続的な自己点検・評価を行い、改革・改善につなげていく必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学の理念、教育目的、人材育成方針の実現に向け、適切かつ公正な大学運営のための組織・諸規定を整備し、教学組織と事務組織と法人組織の適切な連携体制のもとに教職員が一丸となって実効性のある改革に取り組むことで更なる維持発展を目指すため、第二期中長期ビジョンとアクションプランを策定し、取り組むものとする。

適切な大学運営のための固有の組織体制は整備されており、関連法令に基づく適切な規定が制定され、これに従って教授会および各委員会が運営されている。

予算の編成、決定、配付、管理については経理規定、経理規定施行細則、固定資産及び物品管理規程、その他学園に関する日常業務での確認事項などの内規に基づき適切に執行されている。

本学の管理運営に関する事務組織は小規模ではあるが、大学院大学として固有の管理運営業務は大学院大学の事務局が担当し、一般的な学校経営・運営事務は法人本部内の事務部門に兼任職員を配置し、他の学校事務業務と兼務する方法により担当する体制により、事務業務の効率化を確保しつつ、業務内容の多様化に対応する機能を備えている。

SDの取組みについては、毎月テーマを決めてSD活動会議を定期実施している。

大学運営の適切性を点検・評価する取り組みとして、監事、独立監査人、内部監査室による監査を定期的に行っている。

なお、危機管理対策について、危機管理体制に関する規定やマニュアルを整備して安全確保に取り組んでいく。

また、本学における自己点検・評価の取り組みは十分ではないため、外部評価委員の意見も積極的に取り入れつつ、組織的・継続的な自己点検・評価を行い、改革・改善につなげていく。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学は入学定員35人、収容定員70人と小規模であるため、入学定員を充足しても収支計算は経常的に赤字である。もともと本学の設置は、当法人内に文部科学省認可の大学院大学をもつことにより会計教育の質の向上を期待して行われたものであり、設置そのものに意義があるという基本的な考え方から、法人組織から財政的補填を受けることを前提に設置申請した経緯がある。

しかし、中長期的に財政計画を立案するためには、入学者数を増やして法人組織からの補填額を最小にすることが求められるため、第二期中長期ビジョンとアクションプランにおいて「継続的な事業活動のための財政基盤の確保」というビジョンを掲げ、アクションプランとして「入学定員の増加と定員充足」、それを実現するための「積極的な学生募集」、更に「学生納付金以外の資金の獲得」に取り組むこととしている。(根拠資料1-6)

消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性については、経常的な赤字収支のために適切とは言えない状況にある。改善するためには入学定員充足を達成しつつ、定員を増加させる方法を講じることが何よりも必要と考えている。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

近年は入学定員を充足し、収支差額のマイナス額も縮小しているが、依然として法人本部による内部補填を要している。収入構造は学生納付金が大半を占めており、これを補う経常経費補助金、科学研究費補助金、寄附金などの外部資金の獲得については十分な成果が得られていない。こうした状況下でも、経費の削減が教育の質の低下につながることは避けなければならない。

大原学園が高等教育機関である本学を有することは多方面にわたり有意義であり、近年は定員も充足できるようになっており、収支差額のマイナス額が縮小傾向に向かっていることと、本学を有するメリットを勘案し、内部補填を継続して本学を維持発展させていく方針を法人本部で確認している。なお、法人の財政に占める本学の比率は小さく、本学の収支不均衡の状態が法人の財政に及ぼす影響は小さい。

従って、当面は内部補填により本学を維持する方針であるが、収支差額のマイナス額を更に縮小することで、継続的な事業活動のための財政基盤を自ら確保することを目指す。そのため、2019年より入学定員を35名に増員し、定員の充足を目指している。その後も更なる入学定員の増加と定員の充足を目指す。学生募集への積極的な取り組みや、学生納付金以外の資金の獲得にも取り組み、設立の理念を実現し、教育目標を達成するために必要な財政基盤の確立を目指す。

なお、科学研究費補助金、受託研究費などの外部資金の受け入れについては2009年度学術研究振興資金（若手研究者奨励金）の交付を受けることができた。

研究課題は「数理モデルの厳密解による交通流の分析」で交付金は30万円であった。その後は現在に至るまで研究などに関する外部資金の受け入れはない。

（根拠資料10-13、根拠資料10-28）

（2）長所・特色

- ・近年は入学定員を充足し、収支差額のマイナス額も縮小している。
- ・当面は内部補填により本学を維持する方針であるが、収支差額のマイナス額を更に縮小することで、継続的な事業活動のための財政基盤を自ら確保することを目指す。
- ・2019年より入学定員を35名に増員し、定員の充足を目指している。その後も更なる入学定員の増加と定員の充足を目指す。

（3）問題点

- ・依然として法人本部による内部補填を要している。
- ・収入構造は学生納付金が大半を占めており、これを補う経常経費補助金、科学研究費補助金、寄附金などの外部資金の獲得については十分な成果が得られていない。

（4）全体のまとめ

経常的に収支差額がマイナスの本学においては、設立の理念を実現し、教育目標を達成するためには、継続的な事業活動に必要な財政基盤の確保が最重要課題である。そのためには、学生募集活動に力を入れ、入学定員を充足しつつ入学定員の更なる増加を目指す必要がある。また、学生納付金以外の資金である経費補助金や科学研究費補助金の獲得はもとより、専門人材育成訓練への参加など、収入源の多様化にも積極的に取り組む必要がある。

終章

今回の点検・評価ではいくつかの問題点が指摘された。

最も大きな問題は今回の認証評価の最重要課題でもある内部質保証について、前回の大学評価時から進展がほとんど見られていないことである。

本文中でも言及されているように、本学が毎年のように認証評価の対応に追われてきたことは確かであり、小規模経営ならでの制約もあるが、それも内部質保証システムがしっかりと整備されていないためのものであると考えなければならない。自主的な自己点検・評価体制が確立されていれば、いかに認証評価の回数が多かろうと、対応に支障はないはずである。

2015年に2回目の経営系専門職大学院認証評価を受けたときの自己・点検評価報告書には次のような文言がある。「同認証評価の際、大学基準協会より「自己点検・評価は第三者評価と結び付けて行われるものに限定されるわけではなく、教育研究の質向上のため組織的・継続的に行われていくべき性質のものであるため、実質的かつ継続的な自己点検・評価に取り組むことが必要である」旨の提言（検討課題）があり、本専攻は、認証評価によってではなく自主的に自己点検・評価を行い、その結果をもとに改善に努め、本専攻の質を自ら確実に保証することの重要性を再認識した。」

本学が点検・評価の重要性を理解していることに偽りはない。実際、2010年度に開学以来初となる経営系専門職大学院認証評価を受けることを機に、初めての全学的な自己点検・評価作業を行ったが、「適合」との評価結果を受けものの、3項目の勧告と実に21項目もの問題点（検討課題）を指摘された。「認証評価」によって強制的に自己点検・評価作業を行うことがなければ、我々は大学としての体すら整えることができなかつたかも知れない。

本学は今回の点検・評価および認証評価を機として、自主的な自己点検・評価活動について、いま一度認識をあらたにしなければならない。